

第58回

新宿区景観まちづくり審議会

平成28年1月22日

新宿区都市計画部景観と地区計画課

第58回新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・平成28年1月22日

出席した委員

進士五十八、松川淳子、後藤春彦、窪田亜矢、野澤康、橋本緑郎、浅見美恵子、福井清一郎、和田総一郎、阿部光伸、竹内洋一、谷川一美、新井建也

欠席した委員

秋田典子、大浦正夫、佐藤与一

議事日程

1、審議

〔議案1〕新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）について

〔議案2〕景観重要樹木の指定（第4号及び第5号）について

2、報告

〔報告1〕（仮称）西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業について

〔報告2〕学校法人東京医科大学 新大学病院新築計画について

3、その他

議事

午前10時00分開会

○**景観と地区計画課長** 皆さん、おはようございます。そして、新年、初めてでございますので、明けましておめでとうでございます。本年も、どうぞよろしく願いいたします。

定刻になっておりますので、まだいらっしゃってない方もおりますけれども、始めたいと思います。第58回新宿区景観まちづくり審議会を開催いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。事務局を務めます**景観と地区計画課長、森**でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、御欠席の連絡をいただいている委員でございますけれども、**秋田委員、大浦委員、佐藤委員**から御連絡をいただいているところでございます。

本審議会、委員の過半数が出席しておりますので、景観まちづくり条例施行規則第39条第2項により、本審議会は成立いたします。

なお、景観まちづくり相談員の**神谷相談員**に、事務局として御出席をいただくようなことになっております。

景観まちづくり相談員の方々には、事業者、設計者と景観事前協議を行うことなど、技術支援をいただいているところでございます。

それでは、本日の進行と配付資料等について御説明をいたします。

本日の進行でございますけれども、配付しております次第がございますけれども、次第のとおりに進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をしたいと思います。

まず、机上配付の資料といたしまして、今申し上げました次第、裏面には委員の名簿があると思います。そして、新宿区景観まちづくり計画、新宿区景観形成ガイドライン、新宿区景観まちづくり条例、施行規則、これらを机上に配付しております。

そちら、各委員の専用のもになっておりますので、御自由に書き込みをしていただいて、御活用願いたいと思います。

なお、これらにつきましては、本会議の閉会後に事務局のほうで保管いたしまして、次回の審議会の際に再び机上配付させていただきたいと思っております。もし、お持ち帰りするような場合があれば、次の審議会の際にはお持ちくださいますようお願い申し上げます。

続きまして、既に配付済みの資料のほうの確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1-1の①、〔議案1〕の資料1、新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）について～四谷駅周辺地区を「地域特性に基づく区分地区」に追加指定～というような資料があるかと思っております。続きまして、資料1-1の②、〔議案1〕資料2、新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）について～四谷駅周辺地区を「地域特性に基づく区分地区」に追加指定～（原案）というもの。そして、1-1の③、〔議案1〕の資料3、新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）について～四谷駅周辺地区を「地域特性に基づく区分地区」に追加指定～（概要）。そして、1-1の④、〔議案1〕の参考資料1、新宿区景観まちづくり計画一部改定（素案）に対する区民意見について。そして、1-1の⑤、〔議案1〕の参考資料2、第57回新宿区景観まちづくり審議会後の変更点について。

続きまして、議案2についてでございます。1-2の①、〔議案2〕の資料1、景観重要樹

木の指定（第4号及び第5号）について。1-2の②、〔議案2〕の資料2でございます。第4号、第5号、中井御霊神社、クロマツ。そして、1-2の③、〔議案2〕の資料3、景観重要樹木（第4号及び第5号）についてというものでございます。

続きまして、報告案件の資料でございます。2-1の①、〔報告1〕資料、（仮称）西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業。2-1の②、〔報告1〕の参考資料でございます。新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観まちづくり条例に関する参考資料。最後に、報告案件の2番目のものでございます。2-2、〔報告2〕資料、学校法人東京医科大学 新大学病院新築計画というものでございます。

資料が多数ございます。お手元にしっかりそろっていますでしょうか。もしなければ、御連絡いただければ、こちらのほうで御用意いたします。

なお、後ほどお気づきになったときに言われても、そのとき対応いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、本会議のことでございますけれども、本審議会は公開となっております。そして、傍聴の方、いらっしゃると思いますけれども、傍聴の方は御発言はできませんので、その点は御了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局からの御説明は以上になっております。

それでは、議事に入りたいと思います。

進士会長、どうぞよろしく願いいたします。

○**進士会長** 皆さん、おはようございます。

今、課長の御説明のとおりです。本会は、議案が2つと報告が2件でございます。どうぞよろしく。お昼までには終わりたいと思いますから、御審議、御協力ください。

~~~~~

## 1、審議

〔議案1〕新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）について

~~~~~

○**進士会長** それでは、早速ですが、議事に入ります。

審議の議案第1、新宿区景観まちづくり計画の一部改定について、御説明ください。

○**景観と地区計画課主査** それでは、事務局からお手元の資料により御説明をさせていただきます。資料は5種類ございます。

まず、資料番号1-1の①が説明資料になります。

○進士会長 座ったままでいいですよ。

○景観と地区計画課主査 ありがとうございます。では、座らせていただきます。

②が原案になります。③が原案の概要版です。④が素案に対する区民意見です。⑤が前回の審議会からの変更点です。

では、資料①の説明資料を御覧ください。

新宿区は、平成25年度に四谷駅周辺地区の地区計画を策定しました。そこで定めた将来像の実現に向けて景観形成を実現していくため、新宿区景観まちづくり計画における「地域の景観特性に基づく区分地区」に四谷駅周辺地区を追加指定する検討を行ってまいりました。

今般、前回の審議会でいただいた御意見と区民意見募集での御意見、そして地域説明会での御意見を踏まえ、四谷駅周辺地区の区分地区の原案を定めました。

今後は、区分地区の追加指定の手続を行ってまいります。

1、一部改定の内容です。

「地域の景観特性に基づく区分地区」に四谷駅周辺地区を追加指定し、名称を「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」といたします。

2、区分地区検討経緯です。

平成26年10月の当審議会への御報告から、昨年12月の区民意見募集終了までを時系列に記載しております。

裏面を御覧ください。

3、これまでの検討及び周知です。

これまでに説明会を1回、意見交換会を3回開催いたしました。まちづくりニュースを5回発行し、地区内居住者等に各回、約520部配布いたしました。

景観アンケート調査を1回実施しました。

平成27年11月5日から12月7日にかけて区民意見を募集し、平成27年11月16日には地域説明会を開催しました。区民意見は3名の方から計16件、地域説明会の参加者は36名でした。

4、区分地区「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」（原案）についてです。

地区名は、「潤いと歴史かおる四谷駅周辺地区」です。

設定理由は、「豊かなみどりを保全・創出し、「潤い」ある景観を形成し、また、外濠や迎賓館などの地区内外の景観資源をいかした「歴史かおる」魅力的な駅前の景観を形成するため。」です。

景観形成方針と基準は、資料番号1-1の②と③に記載しております。

本日は、前回の審議会からの変更点を中心に御説明をいたします。

では、資料番号1-1の②の原案を御覧ください。

表紙をおめくりいただいて、1ページには区全体の区分地区を、2ページには、今回指定する地区の詳細図を記載しております。

ここからは、資料番号1-1の⑤、第57回新宿区景観まちづくり審議会後の変更点についてを、あわせて御覧いただければと思います。

対象範囲詳細図については、前回の審議会でもいただいた御意見を踏まえ、再開発事業後の区域図をお示ししました。御意見は、資料番号⑤の表のNo. 1に記載のとおりです。

では、原案の3ページ、こちらには景観形成方針を記載しております。

赤字で表示してあるところが、前回から変更があったところです。前回いただいた御意見を踏まえ、方針の前文に地区の歴史的背景などを追加し、また方針に④として、屋外広告物の景観誘導を追加いたしました。こちらについては、資料番号⑤の表のNo. 2を御覧いただければと思います。

また、方針①の赤字で表示してある「多くの乗降客で賑わう」については、以前は「ターミナル駅である」と表現しておりましたが、区民意見募集でもいただいた御意見を踏まえ、変更いたしました。こちらは、資料番号⑤の表の6に御意見等を記載しております。

では、原案の4ページ以降、こちらは建築物の新築等と工作物の建設等、開発行為の景観形成基準をそれぞれ記載しております。

こちらでも赤字で表示してあるところが、前回から変更があったところです。前回いただいた御意見を踏まえ、文言を追加、修正いたしました。

こちらは、資料番号⑤の表の3、4、5と7に記載のとおり、低層部では質感豊かな材質を用いる、色の彩度を抑えるなどといった具体的なイメージが湧くような表現に改め、また表現がおかしかった箇所を修正し、市ヶ谷橋や四谷見附橋、迎賓館前といった具体的な表現を加えました。

資料番号1-1の③は概要版です。こちらは、原案を抜粋して、イメージ図を加えて掲載しております。

それでは、①の説明資料の裏面にお戻りください。

5、区民意見についてです。

こちらは、資料番号④、こちらを御覧ください。

こちらは、先ほども申し上げましたが、平成27年11月5日から12月7日までの期間で区民意

見を募集しました。

御意見は、3名の方から計16件いただきました。

そのうち、「景観まちづくり計画に関するもの」が5件、「その他のもの」が11件でした。

「景観まちづくり計画に関するもの」のうち、計画に反映したものは2件でした。

1枚おめくりいただいて、表の番号1と2が計画に反映したものでございます。景観形成方針①に、四谷見附橋を追加し、先ほど申し上げましたが、「ターミナル駅」を「多くの乗降客で賑わう」という表現に改めました。

表の3以降ですが、こちらはそれぞれ参考意見とするもの、または計画に考えが盛り込まれているものなどでございます。

なお、内容の記載については、一部、区民意見提出者本人の強い希望により、意見を要約せず、原文そのままを掲載しております。

それでは、資料番号1-1の①の説明資料の裏面にお戻りください。

6、今後のスケジュールです。

本日、御審議いただいた後、2月1日の都市計画審議会に付議いたします。その後、各種手続を経て、本年4月に施行の予定です。

以上、簡単ではございますが、議案1、新宿区景観まちづくり計画一部改定（原案）の説明を終わります。

○進士会長 ありがとうございます。

それでは、御質問や御意見を頂戴します。いかがでしょうか。どうでしょう。

窪田委員、いい。外濠側の話。

○窪田委員 私、この住民から、区民意見ということについてが、ちょっと気になっているんですけども、その一般的な話よりも、もうちょっと……。

いや、ちょっとその対応についてということなんですけど、この周辺地区そのものということじゃないのかもしれないんですけども、そもそも景観のまちづくり計画についていろいろ御意見をいただいたときに、それに対して例えばそのほかのものというふうな整理があるんですけども、これ拝見してても、例えば生活にもう少し密着したものが入ってほしいとか、いろんなことが書いてあるかと思うんですけど、それについて、それを余り景観まちづくり計画ではないのでというような対応の仕方を何かされていらっしゃるような気がしていて、それがちょっと気になっていて。景観というのは、やっぱり一番区民の方々とやりとりできる窓口だと思いますので、それでいただいた意見をどういうふうに対処するかというのを、何かもう少し横

の庁内の中で調整して、何かそれに応えるとかというような仕組みがあるといいのではないかなど。それは、今回だけに限ったことではないんですけれども、今までずっと景観行政ってやってきて、それは景観のことではないという話になると、何となく景観がいつまでも表層的なものになってしまうかなと思っていて、その点、何か。ちょっとすみません、きょうのその地区そのものの話ではないんですけれども、そろそろ考えたいかなという気もしています。

すみません。

○進士会長 言わんとすることわかりますね。

何かお答えありますか。

○景観と地区計画課長 今のことでございますけれども、多分、委員のおっしゃるのは、こちら、御覧になっている、4ページ目からあるその他の分野とかいうようなところの内容等だと思うんですけれども、こちらのほうに関しましては、景観に関する以外のようなことが、御要望としていろいろいただいておりますので、私たちの部署だけではなく、それに関するようなところの部署のほうにも、このいただいた御意見をしっかりお伝えして、そしてその考え方をお聞きした上で書いております。ですので、横の連絡というか、区全体のところを見据えたというような感じで書かれているようなところがあると思います。

ただ、住民さんからいただいた御意見の中で、やはり本当に漠然としたようなもの等もございまして、それらにつきましてはなかなか具体的なことが、書くようなところが難しゅうことがございましたので、御意見としていただくというような表現にとどめたようなところもございまして。その点は、ちょっと御了承願いたいと思います。

○窪田委員 例えばですけれども、3番は景観まちづくり計画の中に、資料1-1の④の2ページ目の一番右上の方なんかは、みどりの保全というものを、区のいろんなところで重要だということはおっしゃっているんですけども、実態と少しかけ離れているんじゃないかというような御指摘があるかと思うんですね。番号、3番というやつですけれども、例えばそれは本当に、この場でも何回か議論になってきていると思うんですけれども、それをでは具体的に、なるべく努めているということはもちろん書いてはあるんですけれども、この場で余り受けとめ切れてないような気もしていて、本当に何回も出てきている御指摘な気がしているんですけれども、それが例えばきょうの資料1-1の③なんかの景観形成方針の②で言っている豊かなみどりの保全と創出と言っている方針は立っているんですけども、実態はそうじゃないんじゃないですかというような御指摘だと思うんですけれども、その差がどんなものなのかとかということ、やっぱり少し考えないといけないんじゃないかなということ。この方は多分、こ

ういう文言で言われているみどりが、実態としてないんじゃないかということだと思っんですけども、それに対する答え方は別にこの場で、この審議会でも、もう少し議論をしたほうがいいのかという気はしました。

○進士会長 私も大体理解しました。

要するに、言っていることとやっていることが違うじゃないかというのが区民の意見ですね。だから、これちょっとまず手続的にはどういうふうに庁内でやっているか、説明していただいたらいいんじゃない。この区民意見というのは、文字で来ているんじゃないで説明会での発言、文字で来たやつ。

○景観と地区計画課長 はい。

○進士会長 説明会は、もう説明会で終わり。こういう文字には残らないの。

○景観と地区計画課長 説明会をやって、そこでいただいた御意見等というのは、その場のやりとりで。

○進士会長 その場で答えているわけね。

○景観と地区計画課長 答えております。

○進士会長 だから、その場で答えていれば、お互いにコミュニケーションできるんだね、まあまあ。だけど文字になると、これを受けとめて、今、例えば3番の人は、みどり豊かだとか何とか言っただって、こっちで全部切っちゃいけないのって、こう言っているわけね。これは、まず庁内では景観と地区計画課としては、これはこうやって文字で来たんでしょ。答えるでしょ。答えるときに、ここに書いてある例えばみどり公園課、みどり公園課にこれを投げかけているんですか。

○景観と地区計画課長 この件に関しましては、四谷の再開発の現場ですので、再開発をやっている部署のほうが。

○進士会長 再開発のほうか。

○景観と地区計画課長 ええ。こちらのほうに投げて……

○進士会長 投げています。

そう。みどり公園課じゃないんだな、これは。

○景観と地区計画課長 そうですね。どちらかというと、再開発の……

○進士会長 再開発の。

この発言者というか、コメントしてきた方は、そのややこしいことはわかっていないかな。再開発で、みどり云々と書いてあるな。これ、あれかな、例の何か手紙、来ていたやつかな。

- 景観と地区計画課長 いや、それとは全然違うと思います。
- 進士会長 違うの。
- 景観と地区計画課長 はい。再開発のところは、ここにもちょっと書かさせていただきましたけれども、やはり残すみどり、残せるみどり、そういうようなものをしっかり調べた上で選んでおります。そして、その上で移植可能なものを選定するとかいうようなことを言っておりますので、再開発でありながらも、みどり、緑化、なるべく残すというようなことは考えながらやっているのかなとは思っております。
- 進士会長 この考え方に書いてあるとおりで、こういう言い分ですということを言っているんだね。ただ、今の窪田委員の解釈というか普通の解釈は、この内容にあるような意見の人は、これで納得しがたいんだよね。
- 松川委員 全然していないと思います。いずれ伐採してやるって。
- 進士会長 ただ、これ、こうなって、その次の反論はできないんでしょう、この人は。こういう内容に書いてある意見があって、それに対する考え方、答えているでしょう。この考え方、伝えるの。
- 景観と地区計画課長 これはいずれ……
- 進士会長 書面で載っているだけ。
- 景観と地区計画課長 これをいずれオープンにしますので。
- 進士会長 そのとき公開されるということか。
- 景観と地区計画課長 公開されますので。
- 進士会長 1対1で返事するわけじゃないんだね。
- 景観と地区計画課長 そうですね。それはないです。
- 進士会長 それは大変だし、そうだろうな。
- どうしたらいいですかね、こういうのは。
- 松川委員 保護樹木を提供していらっしゃる方ならば、わかるんですよ。何かお話し合いができそう……
- 進士会長 保護樹木の場合は登録されている。
- 松川委員 から、誰の意見かって。この人が登録しているわけだから。
- 進士会長 大体意見というのは、匿名ですか。
- 松川委員 記名なんですか。どうでしょう。
- 景観と地区計画課主査 記名です。

○進士会長 記名でしょう。だから、返事できるんだよね。

○松川委員 では、わかるんですね。そうしたら、何か話してあげないと、本当にいずれ伐採してやるという話になりかねないような気がするけれども。

○進士会長 そうね、自分は。これ相当怒っているね。

○松川委員 せっかく提供しているのに。怒っているんですね。

○進士会長 いずれ伐採して新宿の砂漠化に貢献してやると……

○松川委員 すごい怒っている。

○進士会長 これはだけど、やっぱりちょっと対応しないとまずいね。

全部対応するのは容易じゃないけれども、やっぱり行政の能力というのものもあるからね。ただ、問題意識が、こういう明快だとね。だけど、景観課の担当かどうかわからないんだけど、再開発でやるのがいいのか、あるいはそのみどり全体の行政でもう一回ちゃんとこういう方と、こういう要するに保護樹木というのは、区民の努力で保護しているわけね、地価の高いところでね。だから、まさに貢献しているわけだよ。だけど、区のやり口を見ていると、もう協力したくないというわけでしょう。こういう区民がふえると困るからね。だから、協力してくれた人たちには、特にそういう気配りはいるでしょうから。

今のたまたまこれはそのみどりの件ですけれども、それ以外にも多分、窪田委員の話は、こういうものを、これを一つずつ取り上げてやっていくというわけにいかないけれども、重要な視点を審議会としてどう対処するかという、そういう課題ですね。いつもパブコメというのは大体そんなに多くないんでね。件数は多いんだけど、人数は少ないのね。人数が少ないということは二通りあって、かなり強烈な個性で言うという人もいるかもしれないし、もう一方では、つまり激しい人がやるというね、よくあるけれども、そういうことも一方にあるけれども、逆に問題意識が非常に鮮明で、景観行政としては理解者というかな、応援団でもあるわけだから、そこは大事にしなきゃいけないということだと思ふのね。

窪田委員、何かいい代案というか、これどういう処理していったらいいと思いますか。

○窪田委員 個別は確かに苦しいかと思うんですけども、景観行政を通じて、特になんですけども、そういう役割を意識的につくられていくのもいいのかなと。そこが、景観が窓口になるという意識で、相当、建築物については丁寧にやっておいてくれればよいというような気がいつもするんですけども、区民の方々の声の中でするんですけども、みどりについてはかなりもっともっとというのが、そういう方しか、多分来ないからだと思うんですけども、来てて、なかなかそれに対処するようなことができていないので、それも含めてなんですけれ

ども、景観行政の中で出てきたものを、どうやって横の庁内できちんと連携して、本当に応えるか、応えないかとか、あるいは今回のことについても、豊かなみどりの保全と創出という方針を立てていることに対して、ちょっとこの場でももしかしたら、本当にそれが豊かなみどりの保全と創出になっているのかどうかということを再度確認するとか、全部じゃないんですけども、幾つか重要なことについては、横の庁内の話と、それからこの景観審議会の場でもう一回の検討みたいなものをするようなことがあってもいいかなと。

○進士会長 多分、具体的な対応のこともあるけれども、一つ、姿勢の話を今指摘されたんですね。だから、これは私、大分前から何度も、時々、言っているんだけど、景観行政は建築確認とか、そういう手続行政じゃなくて、しかもここは景観まちづくりというふうにトータルにしているんだし、だからやっぱり区民と一緒にいいまちをつくるという、そういう姿勢が表に出ていかなきゃいけないので、行政は例えば1-1の④の集計表みたいな、何%だとか何件あるとか、こういう書類は丁寧なんだ、物すごく。こんなのどうでもいいんじゃないの、こんなの1ページもつくらなくてもって思うようなことを一生懸命やるんだけど。それから、先ほどの説明でも、どういうふうに順番に説明会をやって、こうやったというね、手続は非常に完璧なんだね。これ行政文化って、そういうものなんだけれども、昔から。行政というのは、そういう問題を起こさないようにしているから。ただ、ハートの話になると、なかなか十分じゃないんだね、やっぱり。これは、だから組織でやっていることと、行政文化が瑕疵はしないようなことだけを注意するから、より積極的に区民とともにまちづくりを進めるというね、そういうのを前面に、人間で出ていかないでしょう、皆さんは組織の1人だからね。

だから、まちづくりって、地元の人と密着しながらやっていくものなんです。だから、例えば組織のあり方の中身、よくわからないんだけど、景観と地区計画課長、だからさ、課があるということは係があるんでしょう、これ。

○景観と地区計画課長 そうですね。

○進士会長 どういう係になっているの、これ。

○景観と地区計画課長 景観担当の係になっています。

○進士会長 景観担当の係、1つなの。

○景観と地区計画課長 係というか、係という名前はないんですけども。

○進士会長 分担はないのね。

○景観と地区計画課長 分担は、景観担当という分担になりますけれども。

○進士会長 そうか。もっと細かく分かれているから、そういう話には乗れないというような

ことになるのかと思って想像したんだけど。そうじゃないの、景観グループは1つなのね。

○景観と地区計画課長 そうですね。

○進士会長 いや、例えば区民担当というかね、区民とその手続じゃなくて、フェイス・トゥ・フェイスで、コミュニケーションをして、区民の景観マインドをどうやって高めて育てていくかというような、そういう担当とかさ、例えばの話だよ。何かそういうフリーランスと言っちゃ変だけれども、余りずっと役所に、机に座ってなくていいから、まちの中へ行っちゃ、いろんなそういうキーマンと議論したりさ、それを行政的な文法に翻訳し直して、これだったら、うちの課じゃとにかく無理なんだけれども、あそこの課へ行って、こういうお願いしてくればいいんじゃないか、あそこへ行ってこうすりゃいいとか、あるいは場合によっては届け出たとか、指導のときのチェックリストに加えなきゃいけないんじゃないかとかという、それに反映していかなきゃならないでしょう。

○景観と地区計画課長 そうですね。

○進士会長 何かそういう話に。そうね、これはさらに上司の意見だね。

新井委員、どうぞ。

○新井委員 都市計画部としては、景観だけじゃなくて、例えばここで出ている再開発なんかについても、地域整備課で再開発もやっています。地域整備課については、再開発なんかについては、現場の事業者と一緒にあって再開発事業を仕立ててきますので。そういう中で、例えばこちらの再開発なんかが、地域にとってどう再開発として進んでいくかというのを、ただ単に都市計画課でということではなくて、全ての地域文化部とか、それから当然、土木部門、みどり部門、それから福祉部門等にヒアリングを受けまして、どういうふうな事業、区の施策に貢献するような再開発になるかどうかというのを、必ずそういうことを2段階、3段階もかませて進めています。

都市計画課の中では当然やっていますし、大きな事業については地域整備課が中心になって、その事業部隊が、今度は景観部隊と相談しながら、ですから今回も、この後、再開発事業なのか、こういった機会に、こういう審議会に早い段階で御意見をいただいて、今の景観の方向に沿うような事業になるように、部が一丸となって取り組んでいるところです。

今度のこの意見に出ていたみどりのことなんですけれども、みどりについては、基本的には小さな事業、建物、こういうことについてはなかなか細かい指導というのはできないんですけれども、再開発みたいな地域に影響のあるような再開発事業については、早い段階で事前協議の中でどういうふうに保存できるかどうか、なかなか保存の樹木を保存し続けるというのが、

なかなか再開発との折り合いで難しい場合もあるので、それに見合ったみどりを十分設けるようにというのをお願いしていますので、それを早い段階で、いわゆるみどり条例みたいに計画の段階の設計の段階にやるんじゃなくて、景観の協議、可能な限り早い段階で協議をする中で残せるものは残してもらえる、またもし残せない場合には、それにかわる新植をするような、また移植も可能かどうかとか、そういった可能な限り、ここで言っている景観形成のみどりの保全と創設を両立で、事業者に対して可能な限り残るように、それが地域として受け入れられるような開発事業になるように、区政、区全体としてお願いしているというのが、我々の基本的な姿勢でございます。

○進士会長 姿勢はよくわかっているんだけど、私もそう思っているし。だけど、この人がこんなに怒っているものだから、どうもその姿勢が現場まで徹底してないんじゃないのというのを言っているわけね。学校をつくるんで木、全部切っちゃったじゃないのとか、こういう話は、やっぱり全体として、これはもう一回、本気でこういう声に耳を傾けないといけないという話かもしれないね。

○新井委員 イメージは……

○進士会長 耳だけじゃなくて、手も動かす。

○新井委員 保存と創出の両立で進めていることなので。

○進士会長 保全しなきゃいけないという気持ちはわかるけれども、経済行為で限界もあるというのは、僕は理解していますよ。していますけれども、でもここまでがとくるといのは、やっぱりそこ、今の**新井委員**みたいに説明がなかったか、十分じゃなかったか、あるいはもうちょっと酌んで何とかなるところはやっぱりして、そういう努力がやっぱり見えていないからですよ、これは。

浅見委員、どうぞ。

○浅見委員 木を伐採するというね、みどりということになると、やっぱり地域の住民ってとっても敏感に反応すると思うんです。それで、この方の場合も、本当に最後、伐採して貢献してやるなんてね、かなり怒っていらっしゃると思うんですね。個別に意見が、例えばこういうふうに文書で来たところに対して、一つ一つ言っていくのはもちろん大変なことだと思うんですけど、でもやっぱりこれだけ具体的にこの方が書いているということは、言った意見が必ずしも正しいとは限らないんじゃないかとは思いますが、専門家の方とか行政から見られたら。でも、やっぱりこれだけ具体的に言っているからには、やっぱり何らかの説明会なり、そういうのを直接やって、この人がどうやって、納得させるのは難しいにしても、やっぱりもう少し

丁寧に説明してあげたほうがいいのではないかなと。

うちのほうも公園ができるときに、どうしてあんなきれいに並んでいるヒマラヤスギを全部伐採しちゃうんだって、かなり反対の意見を言って、過激なことを言っている人もいたんですけども、でも説明会を区のほうでされて、そこで皆さんがそういう話をして、今それが1本もなくなっちゃって、何でなくなっちゃったのかしらって文句を言う人は1人もいないんですね。だから、やっぱりある程度折り合いをつけて納得させてあげるといふ、それが大事なんじゃないかなと思います。

○進士会長 そういふことですね。

これだけで、きょう審議してられないのであれだけれども、ちょっと十分に、今のは非常に大きい話でしょう。窪田委員が言うのもそうだし、私もそう思うのは、やっぱり景観行政というのは何かということです。もう一回言いますけれども、手続を完全にやればいいという話じゃなくて、ここでちゃんと地元説明会もやったじゃないかと、そういう話じゃなくて結果なんだよね。結果的に新宿区の景観行政が区民に支持されて、やっぱり協力していこうというふうに持っていかなきゃいけないという、ここが一番大事なポイントだと思うんでね。ですから、そこを意識して、さっきも言ったように、もう役所に来なくていいから、コミュニケーション能力のあるスタッフがあちこちへ行って、御用聞きもすれば、今、説得役もして、やっぱり事情があるのは事実だ、世の中ね。高密度土地利用をやっている新宿区では特にね。だけど、それをやっぱり十分に伝えて、ここまで努力したけれども、これ以上はやっぱり厳しいんだというのを説明しないとね。だから、不本意ながらも納得できるぐらいまでいかないと、頭からこの文章だと、とにかく区を不信感で。そのものなんだよな、この文章だとね。ちょっと。

はい、どうぞ。谷川委員と竹内委員、どうぞ。順番に。

○竹内委員 ちょっとそれに付随してなんですけれども、このその他のところの7番に景観全般とありまして、これどこのあれでも一緒なんだろうけれども、要するに総人口1万4,000人に対して、説明会に狭い場所で24人しか出席されていませんよと。それに対して返事が、説明会しました。新宿でもやりました。ホームページ、まちづくりニュースも配布しましたということで、落ち度はないよみたいな回答の仕方にちょっとなっているんですけれども。これどこもそうなんですけれども、やっぱりこれだけの大きい開発で、24名に説明しましたよで済ますというところが、もうちょっと何か考えたやり方があるんじゃないかと思うんですね。それ多分、今の話に通じる話だと思うんですけれども。

○進士会長 そうですね。

投票率までさかのぼらなきゃいけない……

○谷川委員 同じくコミュニケーションという意味で、区のほうで相当そうやっているいろいろやっているわけですね、保全と創出みたいな。そのところがやっぱり伝わっていないというのは、先ほどおっしゃっていただいた説明会をすることで解決できますし、例えば1個の具体例でいうと、この怒っていらっしゃる方に、多分、個別回答はないけれども、公で何か出しますといったときに、では公でこうやって答えを出しましたから、それを見てくださいという通達ぐらいはしないと、本人はそのこと気がつかない可能性あるんですね。

○進士会長 そうね。

○谷川委員 わからないのは、区が何もやっていないとイコールにとられますので、そういう今、世の中、全部そうですけれども、中間報告ですとか、ちょっとこれやりましたよというのは言っていて、ああ区でこんなにやってくれているんだという納得感がすごく出ると思います。

○進士会長 これはコメントするときに、住所とか名前とか何か書いてあるの、電話とか。電話はわからないか。

○景観と地区計画課主査 電話は書いてないです。住所と名前は。

○進士会長 住所であれか、電話だと楽だけどな。

○景観と地区計画課主査 恐らく向こうからかかってきます。

○進士会長 かかってくるの。

○景観と地区計画課長 はっきり申しますと、もう電話いただいておりますので、しっかりと公表するということはお伝えしております。

○進士会長 だから、それは公表するというそういう話じゃなくて、中身の説明をちゃんと、電話が来たら、こっちからかけ直してすべきじゃない。

それ何、みんな平等な扱いにしなければいけないという発想なんでしょう、皆さんは。3番の人の意見には電話して、4番は無視していたって後で言われたくないというので、みんな公表しますからと言うでしょう。違う。

○景観と地区計画課長 そうですね。

○進士会長 そうですね。だから、それがやっぱり人間らしくないね。これだけ本気で考えた人には本気に対応するというか、ほかは適当でいいとは言っていないけれども、やっぱりそれは人間ってもんでしょ。だけど、そこが行政文化なんだ。僕は長いこと行政とつき合ってきて、本当にね、だからよくなるんだよ。せつかく組織つくったり、条例つくったりいろ

んなことを体制を整えてやっているんだ。ここも、みんな暇じゃないのに、こうやって集まって知恵を絞っているんだけど、余りいかないというのは、やっぱりその一番大事なところは入り口なんだよ、区民とのコミュニケーション。

○松川委員 1万四千何百人かの中のたった1人かもしれないんですけど、これだけやっぱり一生懸命言っていて、かつ保存樹木にも貢献している方ですから、もし味方にするのができれば、それはその後の新宿区の景観とかみどりの問題とか、そういうことにすごく強力な応援団になれると思うんですね。だから、やっぱり全員平等にというのはちょっと別に対応を考えられればいいと思うんです。

○進士会長 森課長、ぱっと行けば、もう向こう感動して、何本か保存樹木ふえるかもしれない。

○景観と地区計画課長 しっかり対応していきます。わかりました。

○進士会長 以下、それぞれ本当に、この1件だけじゃなくていろいろあるでしょうが、窪田委員も言ったように、トータルでね。何度も言いますが、手続でやっているわけじゃないという。審議会と言っているけれども、審議会は大体承認機関みたいにみんなとっているんだけど、やっぱりある種の景観行政を進めるためにどういうふうにやったほうがいいかというそういう議論でもあるのでね。僕は今の話も、後で、もしよ、何で3番だけに説明があって5番にはないんだって言われたら、審議会ですらそういう話になりましたと言えればいいから。こっちも応援団に応じて対応するんだよ、気持ちの問題だからね。それが人間社会というものでさ、それがまちづくりというものだ。漢字の都市計画と平仮名のまちづくりは違うんだ。それから、景観行政は許認可行政じゃないんだ、景観まちづくり行政ですと、そこをしっかりと行って対処してほしいと思います。

よろしく。

それでは、ほかに。どうぞ。

○阿部委員 きょうの原案の資料の若干の補足といいたいでしょうか、質疑なんですけれども、1-1の②ですね、原案の2ページ目にありまして、図表3ですけれども、対象範囲詳細図ってあります。オレンジ色で。この図面を見て、一番気になっているのは、この黒い破線、これ多分区境ですね、千代田区と新宿区の。こう理解してまして、本来このオレンジ色の部分の外濠、今改めて、この本の16ページ目にあるんですけども、外濠の歴史あるおもむき外濠地区で、この外濠からずっと新宿を走っているやつね。何が言いたいかというと、歴史あるおもむき外濠地区と接しているんですね、今回のこの四谷の地区は。これは唯一、外濠に接してい

るのは神楽坂、そこと同じスタンスに立つというのでね、スタンスでいいますと。新宿区としては神楽坂も外濠に接しています。この地区に接した形で、このエリアを一つの地区としてやっていきたいと思いますという位置づけが決まってくるんですね。そうすると、この図面の図表3で明らかに、その外濠の歴史あるおもむき外濠地区の点もちゃんと入れてあげて、そこに接していますという何か表記にしてあげて、黒い線も区境ですと。千代田区、何やっているかわからないけれども、新宿区はちゃんとやっていますというスタンスにしたほうがいいのかなど思っています。

それと、図表3の破線の細かい点々があるんです。これは何でしょうかね。ちょっとわからなかったんですよ。オレンジ色のちょっと外側に、赤い点々といいたいまいしょうか、この点々の意味がわからなかったもので、もしこれわかれば……

○進士会長 どうぞ、説明してください。

ああ、左側ね。

○阿部委員 囲っている赤い点というのか、これは……

○事務局 これは何か町丁目の境界の……

○阿部委員 町丁目の境界ですか。なるほど。

○進士会長 今の阿部委員の前段の話は、何、どうしろとって……

○阿部委員 この表に、まず外濠の地区の既存、決まっている、その位置、ちゃんとここに表記してあげたほうがいいんじゃないかと。個別でばらばらになってしまうと……

○進士会長 ああ、外濠地区のゾーニングも線に入れておいたほうがいいんじゃないかということね。今回の対象だけじゃなくてね、関連するのでね。

○阿部委員 特に歴史という言葉を使っているの、何が歴史ですかというときに、すごく躊躇する……

○進士会長 外濠地区のは、この端まであれかな、新宿通りまできているのかな。

○阿部委員 外堀通りずっといっています、見ますと。それが1点。

それと、もう一点は、ずっと読んでいって4ページ目にあるんですけども、景観形成基準で、形態意匠があつて、その他がありまして、この赤書きが全部追記したコメントになっています。下のところに、「段差をなくし歩きやすくする、歴史を偲ぶ形態意匠にする」、特にこの「歴史を偲ぶ形態意匠にする」という言葉が、すごくこれ言葉が重たい気がいたしまして、設計する際に、このことはどう解釈したらいいのかと思います。

あえて、この言葉を入れるなら、まず歴史を、歴史かおる形態意匠にするとか、ちょっとこ

の一言は、例えばこのエリアに、それこそ神楽坂には毘沙門とかいろいろあって、街並みもある程度形成されているのでわかるんですが、この四谷地区ってどんな歴史を偲べばいいのという話になったときに、そもそもこの四谷の計画、再開発と一緒にですね、例の高層ビルと。なりますから、ここのエリアの位置づけ、歴史、何ですかというときに、必ず質疑される。これ答えが難しいと、私、思っています。私はこの四谷地区は第2の神楽坂を目指すんですかと、そのぐらいのスタンスでいかないと説明するときに困ると思いますね。この通りでいうと、私もこの通り何度か歩いたことがあるんですけども……

○**進士会長** ちょっとこの文章は、「など、一体的な空地を形成する。」という、実はこの「など、一体的な空地」なの。だから、一例なの、その「歴史を偲ぶ形態意匠にするなど」ということになるの、これだと。「する」って、みんな点で打っているから、今のようにとられ方するが、まずこれどういう趣旨で書いたんですか。

○**事務局** 例示として……

○**進士会長** 例示なのね。例示なんだ、これな。例示に見えないというわけだ。

○**阿部委員** 言葉が重たいですね。私、かおるぐらいにやったほうがいいかと思います、個人的には。

○**進士会長** 例示には見えないようだよ、確かに。確かにこれ。だけど、文法的には例示だよな、これは。それにしても、歴史を偲ぶ形態意匠って、形態と意匠ってまた別なのか、これは。これまでも、こういう言葉遣いずっとしているんですかね、どこかで。

○**後藤副会長** 上に形態意匠と……

○**進士会長** では、ずっと形態意匠なんだ。

○**阿部委員** 形態意匠はいいと思います。その前、前段の……

○**進士会長** 意匠で済むけどな。

○**阿部委員** 重たい、私は、これで思っていて、設計する側だと、これ、ではどうしたらいいのという……

○**進士会長** いや、これあれだよ、**神谷相談員**、これで設計できる。

○**神谷相談員** おっしゃるとおりで、言葉がやや重たいので、もう少しいろいろ解釈できるということのほうがいいでしょうね。

○**進士会長** では、ちょっと考えてみたらどうですか。

○**景観と地区計画課長** わかりました。

○**進士会長** これまだ別にいいんでしょう、これからで。

○**景観と地区計画課長** はい、そうですね。

○**阿部委員** それで、1点、先ほど言ったんですけれども、1-1の③になりますね、これ大きい資料。これで全体、指針の説明を受けたんですけれども、一番上の先ほど言ったしんみち通りと三栄通りがあって、ここもオレンジ色もありますけれども、これ基本的に黒い点々が区境で、ここに外堀通りに面して、先ほどの大きなその地区が接して、ここがあると、四谷地区ができましたという形で。

それと、イメージでいうと、右側の景観形成基準2の左側の個性あるまちなみの将来のイメージ図とありまして、これ見ただけで、これ何なのという話があるときに、例えばこれは、先ほどちょっと例えばで言ったんですけれども、例えば神楽坂の街並みだよというイメージなのか、これだけ見ると、このポンチ絵だけで説明するとなると何なのというときに説明がしにくい。間口を小さくしてくれとか、分節化してくれとか、そんなしゃべりっぷりのようなことが、これだけでやるとするならば、例えば神楽坂のイメージですとかという、その辺を具体的に言わないと、この街並みでどういう街並みを目指すんですかというところが本当に伝わるのか。特にしんみち通りは、いろんな飲み屋街だと思っていますので、そこを本当に神楽坂のようにしていきたいのか。三栄通り側は、完全に再開発の高層ビルがありますから、若干、しんみち通りと三栄通りのしつらえって違ってくると思うんですね、感覚的に見ますと。個性あるまちなみの将来イメージ、例えば神楽坂のイメージとか、外濠から派生する第2のこういう歴史的な地区の位置付けかなと思っていますので、何となく個性あるまちなみって、ではどこの個性ですかといったときに、いや神楽坂と一言、入れてもいいのかなと思います。個人的な意見です。

以上です。

○**進士会長** 今回の件、事務局、説明ありますか。

○**景観と地区計画課長** まちの個性というのは、やはり広い通り、今おっしゃいました外堀通りとか新宿通りのような広い通りの街並みと、それとしんみち通りのような狭い道路というか、その街並みというのは、やはりおのずと違ってきていると思っておりますので、それぞれのよさがあると思っております。神楽坂のようなよさもあれば、しんみち通りのような、ちょっとにぎわいのほうをより強く出したような……

○**進士会長** その界限性とか、親密感とか、何かそういうことを言いたかったの。

○**景観と地区計画課長** そうですね。

○**進士会長** だから、この基準というのはみんなそうなんだけれども、舗装だとかなんかハードで羅列するんだよね、だからかえってわかりにくいんだね。そういう今、課長が言ったよう

なことを書いたっていいわけですよ。そういうものになるようなデザインをすればいいんだから、材料にしても、デザインにしても。そうすれば、設計者とかデザイナーが裁量できるわけだよね。さっきの歴史的形態といったのもそこだね。歴史的形態というと、何か伝統形式じゃなきゃいけないととっちゃうでしょう。こういう雰囲気にしたんだということを少し、例えば全部ハードだからだろうね、きっとね。でも、趣旨は今、わかりましたね。

○**景観と地区計画課長** では、そういうところをちょっと、改められることは改めます。

○**進士会長** では、先ほどの件と、この件と書き直していただくということにいたしたいと思います。

よろしいですか。ほかの委員、どうぞ。はい、どうぞ。

○**野澤委員** 景観形成方針として、新たに加えた外濠周辺における景観の連続性を意識した屋外広告物の景観誘導という項目なんですけれども、確かに景観、屋外広告物ガイドラインはつくりましたけれども、ここに余り限定的に屋外広告物って書く必要がないような気が。では、建物はどうでもいいのかという逆の捉え方がされないかなという気がするんですけれども。

○**進士会長** はい、どうぞ。

○**景観と地区計画課長** これは今、委員がおっしゃったように、外堀通りのほうは景観のガイドラインで、新宿区内で2つの特別地区というようなことで定めておりますので、そういうようなものを、やはり関連をつけたほうがいいのではないかというふうに思っ入れた次第でございますけれども、そちらのほうがわかりやすいのかなと思っております。

○**野澤委員** そちらというのは。

○**景観と地区計画課長** 外濠で屋外広告物のことを特別に言っているので、それとの連続性をお話するほうが、こういうところでも出したほうが、よりわかりやすいんじゃないかと思えます。そういう意味でつけました。

○**進士会長** さっきの**阿部委員**の言う、外堀通りの全体で一貫しているというふうにしたかったので、これを入れたということね。

○**景観と地区計画課長** はい。

○**進士会長** ということだそうです。

○**野澤委員** いやいや、僕が言いたいのは、外濠を意識して景観形成するのは大事なので、そういう意味ではこの項目は重要なんだけれども、そこに屋外広告物の景観誘導って書いちゃうことが限定し過ぎるんじゃないかという、そういうふうに捉えられませんかという話です。広告物だけガイドラインに合わせりゃいいでしょうというふうにならないですかという話。建物

も含めて景観形成をやるチャンスなんだから、みずから限定する必要はないんじゃないかなと思うんです。外濠の屋外広告物の議論でも、建物の形はどうしようもないよねという話は委員の方からも言われていたんですけれども、こういう積極的に再開発が起きたりしているところに対しては、屋外広告物に限定した書き方じゃないほうがいいんじゃないかなと私は思います。そういう意図です。

○進士会長 これを書くと、建築的なものは無視って、どこかへ書いているわけじゃないでしょう。

○野澤委員 書いてはいませんけれども、そうとられないかなという。看板だけうまくやればいいのねって思われるのも、何か心外だなという気がするんですけれども。

○進士会長 それは、野澤委員はあれだな、遠慮深いんだね。もう建築が前面に大体出てきているわけね、今まで景観というのは。だから、景観で配慮するのはもう当然なんだね。それだけじゃないよというのが、これ多分、事務局の並べ方なんだと思うんだけど、今ほかの地区はどうでしたっけ、これ。今の建築のことには触れているの、柱を立てているの。

○景観と地区計画課長 屋外広告物ですか。

○進士会長 いやいや、この景観形成方針が、四谷じゃないほかの地区の場合に、どういう立て方になってますかって聞いている。今、野澤委員は、ここに屋外広告物が、でもこれみどりがあったり、にぎわいがあったり、歩行空間があって広告が来るんだから、広告のコントロールは大事なわけだから、だからこれを独立させるのは建築を無視するんじゃないかって、そういう御発言でしょう。

○野澤委員 はい。

○進士会長 だから、逆に建築はメインに入っていると私なんかは理解しているんだけど、ほかの並べ方はどうですか、ほかの地区は。例えば、その神楽坂なんかの。

○景観と地区計画課長 例えば、外濠地区の景観形成方針は、この冊子の27ページなんですけれども、こちらのほうでは1から5までありまして、最後に広告のことを入れています。

○進士会長 建築のことは入っているの。

○景観と地区計画課長 それは1から4番まで。例えば、2番なんかは建築物で、そのもの。あとは、外堀通りのことの誘導性とか。

○進士会長 そうそう、これ何で建築だけないの、では今度は。周辺建築との景観誘導、今度、新しくつくるんだよな。

○後藤副会長 次の景観形成基準を見ると、全部建築物の新築等ですよ、対象行為、1から4

まで。

○進士会長 そうだね。そうだよね。だから……

○野澤委員 みどりとか歩行空間とか言いつつも、それは建物の……

○進士会長 景観形成基準はみんな建築だよ。入っているんじゃない、前提。

○野澤委員 そう理解すればいいとは思いますがけれども。

○進士会長 ちょっともう一回、丁寧に読み直して、野澤委員の言われることが、もし本当だったらまずいよね。要するに、建築はどっちでもいいから、外濠のときに何、建築はどうしようもないという議論があったの。

○野澤委員 要は敷地形状とかによって、高さがばらばらになりますねって、それはやむを得ない、そこまでは規制できないのでという話が出ていたので、そういったことは、景観だけではないと思うんですけれども、ボリュームの話なので。何かそういうことは、多分この景観形成基準だと、そこまではコントロールし切れないですね、1、2、3。だから、その4に外濠の具体的な名前を特出ししたからには、やっぱり外濠の景観をどうしていくということが、1、2、3は当たり前とおっしゃれば当たり前なのかもしれないけれども、何か1、2、3に書いていることは、外濠にも通用しますよと読もうと思えば読めますけれども、何となくちょっと違和感があったので。こだわりませんが。

○景観と地区計画課長 わかりました。この景観形成方針のほうで、外濠の景観だけのことを言っているかのように、ちょっととられかねないということだと思いますので、ちょっと表現の方法、まとめ方のほうを、そういうふうにとられないように、ちょっと気をつけるようにいたします。

○進士会長 はい。では、そうしてください。

ほかいかがでしょう。よろしいですか。

窪田委員。

○窪田委員 資料の1-1の③の先ほどの「概ねの位置を示したものです。」というのがA3の真ん中ぐらいにあると思うんですけれども、やっぱりこれできれば景観形成の方針の図を書いたほうがいいかなと思っていて、要はだから範囲図というだけじゃなくて、それをではどうするんですかというダイヤグラムみたいなものがあつたほうがいいかなと思っていて、この全体のガイドラインの図面の中のと、この64ページの1-1がもともとの四谷・外濠エリアの大体ここら辺のエリアだと思うんですけれども、例えばこういう、ここで書いてあることが実際にどういうことなのかというのが、図面として伝わったほうが、ちょっと大変かなという気は

するのではあるんですけども……

○進士会長 今のは1-1の③でしょう。

○窪田委員 1-1の③……

○進士会長 ③の図。いや、きょうの資料では。

○窪田委員 すみません、失礼しました。

○進士会長 それの……

○窪田委員 ここの「概ねの位置を示したものです。」って書いてある……

○進士会長 これが……

○窪田委員 この図を、ただの位置図ではなくて、この1の景観形成の方針というふうにして書いてあるわけですので、景観形成の方針が、この図面の中にあると、本当はもっとわかりやすく、つまりこれを全部読まずに……

○進士会長 これは概要だからでしょう。本文は違うんでしょう。

○窪田委員 ただ、あるんです。いや、何かこれを、でも拝見してても、そういう図面が出てこなくて、そもそもちょっともしかしたら、この全般的には全部こういう図面で……

○進士会長 なるんでしょう。

○窪田委員 やるんですか。

○進士会長 こういうのにするんでしょう、64ページのような。

○景観と地区計画課主査 16ページだとか17ページのような図面。

○進士会長 16ページ。

○景観と地区計画課主査 16ページ、17ページのような図面になります。

○進士会長 16ページ、17ページ。

○景観と地区計画課主査 計画には。

○窪田委員 だから、これだと……

○進士会長 これはゾーニングだろう。

○窪田委員 区域を示した……

○進士会長 区域だけだろうという。区域だけじゃなくて、各エリア別みたいなのを用意なささいということでしょう。

○窪田委員 本当はだから、こういうものがあつたほうがわかるかなと思うんですけども、大変ですよ。つまり……

○進士会長 それは、まだできていないのかな。計画が……

○後藤副会長 やるんだったら全区分地区で、こういう景観の大きな構造のようなものを、再度、表現することになると……

○景観と地区計画課長 それは、まだどの地区もできてないので……

○進士会長 そうだね。

○景観と地区計画課長 ちょっと、ではそれ今後、ちょっと課題としてください。

○進士会長 はい。

○窪田委員 特にこの屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの50ページにあります歌舞伎町地区が三次元になっていて、この図なんですけれども、これがすごくいいなと思ったんですね。こういうものがあると、どういうことを注意しなくちゃいけない、何がみどりの連続なのかという、先ほど先生がおっしゃっていた実態として何をつくりたいんだというのがわかるかなと思って、すごく大変なことだろうと思うので、ちょっと今すぐ全部とかというわけにはいかないと思うんですけれども……

○景観と地区計画課長 わかりました。今はちょっと無理ですけれども、今後、作り直すようなときにはやれるようなことを検討いたします。わかりました。

○進士会長 そろそろよろしいでしょうか。

○景観と地区計画課主査 すみません、最後に事務局から。先ほど、対象範囲詳細図の細かいオレンジ色の点線の区域図はどこかという話がありまして、こちらは四谷駅前地区まちづくり誘導方針の区域図を示しております。

○進士会長 ああ、そう。いずれにしても、それはそういう凡例を入れたほうが良いという説明が、阿部委員の意見。

では、よろしいですね。大変丁寧に御議論いただきましてありがとうございます。

今の件は、ですから扱い方としては、先ほど幾つか議論の中で申し上げたように事務局で議論し、詰めるところは詰め、変えるところは変えていきますということで、御理解いただきたいと思います。

~~~~~

## 1、審議

[議案2] 景観重要樹木の指定（第4号及び第5号）について

~~~~~

○進士会長 それでは、議案の2について御説明ください。もうなるだけ簡単に。

○景観と地区計画課主査 それでは、お手元の資料により御説明をさせていただきます。

本日、資料は3種類ございます。まず、資料番号1-2の①、こちらが説明資料になります。②は、今後、新宿区景観まちづくり計画に掲載される内容、こちらを記載しております。③は、案内図や配置図などを記載した資料でございます。

それでは、資料番号1-2の①の説明資料を御覧ください。

新宿区では、地域のシンボルとなっているみどりを良好な状態で保全し、地域の魅力を向上していくため、景観形成上重要である樹木を、景観法第28条第1項の規定に基づく「景観重要樹木」に指定しています。

今般、歴史的・文化的価値が高く、地域の景観を古くから継承、特徴づけている中井御霊神社のクロマツ2本、こちらについて、所有者から「景観重要樹木指定に支障はない」との意向が得られましたので、指定の手続きを行ってまいります。

1、景観重要樹木について。

指定の目的は、景観法に基づき、景観計画区域内において、特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくためでございます。

指定の方針と基準です。新宿区景観まちづくり計画で定めた「景観重要樹木の指定の方針」に即し、景観法施行規則第11条の規定に該当する樹木を指定いたします。

①の指定の方針では、道路その他、公共の場所から容易に見ることができ、歴史的または文化的に価値の高い樹木で、地域の景観を先導または継承し、特徴づけている樹木を指定しております。

②の指定の基準では、地域の自然や歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること、道路その他の公共の場所から容易に見れるものであることとしています。

指定の効果ですが、所有者に樹木に対する適切な管理義務等が……

○進士会長 効果はいいや。

○景観と地区計画課主査 効果はいいですか。

○進士会長 指定の案件をぱっぱと説明してください。効果があるからやっているんだからね。

○景観と地区計画課主査 では、指定の対象、こちらは資料番号1-2の②と③をあわせて御覧ください。

対象樹木は、クロマツ2本です。

資料②、こちらの写真の右側が第4号、左側が第5号となっています。

続きまして、資料の③、こちら案内図と配置図、参道や坂下からの見え方などを、こちらに記載しております。

所有者は宗教法人、御霊神社です。

所在地は、新宿区中井二丁目29番16号です。

樹木の特徴といたしましては、高さが20メートルと17メートル、幹回りが2.56メートルと1.6メートルと、みどり豊かな地域の中でも一層高さのある大木で、地域のランドマークとなっています。

指定理由についてです。文政13年に中井御霊神社に奉納された備射祭絵馬、こちらにもマツが描かれていることから、歴史的・文化的価値の高い樹木であること。

中井御霊神社周辺は、八の坂通りを坂下から見上げた際のアイストップとなっており、斜面緑地の景観を古くから継承し、特徴づけている樹木であることです。

所有者からは、指定について支障はないとの回答を得ています。

今後のスケジュールです。

本日の審議会での御意見を踏まえ、3月には景観重要樹木に指定し、標識設置と区民周知を行っていく予定です。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○進士会長 ありがとうございます。

指定には異論はないと思いますが、御意見いただきたいと思います。

どうぞ、何かございますか。

阿部委員。

○阿部委員 先ほど議論があったのですが、こういう重要樹木を指定しまして、ほかの場所もそうなんですけれども、これ伐採するのは、その土地持ちの意思でできてしまうんですね。

○進士会長 解除のことね。

○阿部委員 はい。

○景観と地区計画課主査 解除は、審議会に諮りまして、御意見いただきまして……

○阿部委員 だから、その辺の……

○進士会長 いや、だから審議会に諮るというのは、単純に届け出じゃないということです。

○阿部委員 ワンステップ……

○進士会長 景観重要とついているのは、かなり大変ですよ。だから、保全する力が相当ある

ということね。

ほかいかがでしょう。さっきの学校のとかはしてないから。

はい、どうぞ後藤委員。

○後藤副会長 こういうケースのときに、樹医さんに見ていただくようなことってされるんですか。大リーグに入るときに身体検査があるみたいに。

○進士会長 樹木医ね。

○景観と地区計画課主査 樹木医の先生には確認、見ていただいております。

○後藤副会長 ああ、そうですか。わかりました。

○進士会長 病気じゃないということ。

よろしいですか、ほかは。

○橋本委員 メンテナンスの補助とか、そういうものは……

○進士会長 ああ、手入れの補助は。

○景観と地区計画課長 景観のほうでは、それはちょっと用意していないんですけれども、ほかの観点から。先ほど話のあったみどりのほうのものがありまして、そちらのほうに今後お願いしていこうかなというふうに……

○進士会長 景観重要樹木としては手当はないそうです。ただ、保存樹木ではあるから、いろいろ重ねていくと本当はいいんですけれども、いろいろ配慮できるでしょうね。

ほかよろしいですか。

では、これは皆さんの賛成を得たということで済ませたいと思います。

~~~~~

## 2、報告

[報告1] (仮称)西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業について

~~~~~

○進士会長 それでは、次に報告事項が2つありますので、報告に入りたいと思います。

(仮称)西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業について。

○景観と地区計画課主査 報告1、(仮称)西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業について。

こちらにつきましては、同じ都市計画部の地域整備課が再開発事業を受け持っております。説明のほうは地域整備課のほうからさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○進士会長 どうもお待たせしました。

2件ありますので、なるだけ要領よく御説明いただけると幸いです。

○地域整備課長 都市計画部、地域整備課長の依田です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告1の（仮称）西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業について、ご説明させていただきます。

当地区は、老朽化した木造住宅が多く密集しており、行きどまり道路や細街路があり、防災上危険性の高い木造住宅密集地域となっております。

平成9年に準備組合が立ち上がりまして、地域住民主体により、市街地再開発事業の実現に向けた検討が行われています。

また、平成26年4月には、不燃化特区に指定され、当地区の市街地再開発事業は、不燃化の早期の効果が期待できるコア事業として位置づけられています。

景観につきましては、平成26年11月から協議を開始しまして、西新宿エリアの南北軸である十二社通り沿いに沿った連続的な賑わい空間の形成や、周辺住宅市街地に対し、外観の圧迫感の低減、また隣接する西新宿五丁目中央北地区、さらに北側の西新宿五丁目北地区との一体感のあるみどりの空間を創出する計画となっております。

所管課としましては、この市街地再開発事業により、道路、広場などの都市基盤の整備、建物の不燃化による防災性の向上、賑わいの連続、みどりの創出など、快適な都心居住の推進が図られることから、引き続き準備組合の取り組みを支援していきたいと考えております。

内容につきましては、地元より依頼を受けてコンサルタント業務を行っております株式会社I N A新建築研究所から説明させていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

○進士会長 ちょっとすみません。前段が長いんですよ、これ。現況までがね。だから、もう1件の事案が出ている。ちょっと前段の議論が長かったものですから、時間がかかるので、大変恐縮ですが、ここでは皆さん、審議会委員はプロでいらっしゃるの、もういきなり事業の中身、ハードの説明とか景観形成方針あたりから、前提は大体、ざっと要点は言っていた方がいいんですが、その辺、要領よく、むしろ皆さんから意見をいただける時間をとりたいもの、ですから、どうぞよろしく。

できるだけ有効な時間にしたいので、御協力ください。

○株式会社I N A新建築研究所（石松） それでは、時間もないようですので、I N A新建築研究所、準備組合から都市計画案の作成を受けております業者でございます。

私は、石松といいます。中山、合木、若狭の4人でございます。説明のほうは中山、若狭からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。簡潔に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、お願いします。

○株式会社 I N A 新建築研究所（中山） それでは、早速、スクリーンに従いまして御説明を申し上げます。

私どもの立地でございますけれども、西新宿五丁目中央南地区は、J R 新宿駅、北西約1.2 キロ、都営地下鉄大江戸線西新宿五丁目及び東京メトロの西新宿駅より徒歩約7分の位置にあるということで、神田川を越えますと中野区に入り、新宿区のちょうど西の端に位置しているというところでございます。

立地のほう、クローズアップしてまいりますと、青梅街道から南、そして十二社通りに面しまして、3つの開発地区が並んでございます。私どもの地区は、その一番南に位置しております、その北側に西新宿五丁目中央北地区、さらにその北側には西新宿五丁目北地区ということで、それぞれ3つの面整備が予定されています。

西新宿五丁目中央北地区につきましては、現在工事中でございます、平成29年の完成を目指しています。さらに、その上の五丁目北地区につきましては、昨年8月に都市計画決定を得て、平成31年度の完成を目途に現在進められています。私どもの地区は、その先発の2つを追うような形で、市街地再開発事業による整備を行う3地区が連なる立地にあります。

経緯としましては、私どもの地元のまちづくり、平成9年1月から西新宿五丁目中央地区の市街地再開発準備組合として行いまして、この当時は中央北地区と一体となって整備のほうが目指されてございました。平成14年7月には、都市再生緊急整備地域が指定され、平成15年になりまして中央北地区と分離し、そのブロックごとにやっぴいこうじゃないかということで、2ブロックによる事業として推進されました。途中、当地区は、平成20年前後にリーマンショックのあおりを受けて活動が中座したところがありましたが、去る平成25年3月に当地区の一部の区域を変更して準備組合を再結成して、事業協力者として三井不動産レジデンシャルを迎えたということでございます。準備組合は平成27年2月には施行予定区域を決議して、昨年11月、事業概要について周辺説明会を開催いたしました。

これからの想定スケジュールとしましては、28年度、都市計画決定を受け、この年度中に再開発組合の設立、平成32年度に施設建築物の竣工を目指しているところでございます。

地区の現況でございます。十二社通りに面した部分につきましては、中低層、3、4階建て

の耐火建築物が建っておりますけれども、一步、地区の内側に入りますと、2メートル前後の細街路でありますとか、行きどまり街路、さらに建築物については、木造建築物が主になっておりまして、緊急用車両の進入が困難であるなど、課題を抱えている地区です。

平成26年4月に東京都の不燃化特区の位置づけを西新宿五丁目全域で得ておりまして、私どもの地区は先ほど申しあげました先行の2地区とあわせて、オレンジ色がかかっている部分でございますが、コア事業として位置づけられております。再開発等の面整備を推進し、不燃化の促進が位置づけられております。さらに、当地区南側の西新宿五丁目地域の部分にも面しております。

副都心における立地等と私どもの地区の位置関係ですけれども、それを建築物の高さとして整理したものがこれでございます。副都心の中心部では、東京都庁を中心とする超高層建築物が建っておりまして、200メートル超の建築物があります。私どもが面します十二社通りにおきましても、特に東側におきまして既に高層建築物が立地しており、先ほど申しあげました3地区の整備が連なります。計画によりますと最大で約200メートルの高層建築物が連なって建つというような想定になってございます。

その副都心における超高層建築物の中における私どもの地区ですけれども、スカイラインの観点から見たのが、上の青バーの下の図でございます。東京都庁の240メートル弱の建築物、最高高さのスカイラインから、その内側の、私どもの地区は、黄色の網かけをした部分になり、160メートルの高さということで、スカイラインの中におさまるものとなっています。

さらに、その下側、赤のバーの下につきましては、十二社通りに面した各建物と私どもの計画の建物を並べたものでございます。私どもの計画の建物は、160メートルの高さを持っておりまして、隣接する中央北地区は200メートル、さらにその北の五丁目北地区につきましては160メートル、140メートルの高さとなっております。

地形及びみどりの面から、私どもの地区を見たものでございます。新宿区の景観形成ガイドラインからベース図を引いております。左上の図は地形の観点でございまして、東京都庁のあたり、副都心の丘からが標高40メートルと聞いておりますけれども、私どもの地区は神田川に近い位置ということで、谷合いの途中に位置しておりまして、標高は約25メートルでございます。15メートルの高低差が、副都心との地盤面から差があります。私どもの地区内の地形は平坦でございます。

さらに、その右下の図にまいりますと、みどりの観点から、この地区と副都心を見たものですけれども、新宿中央公園のみどりの存在感が圧倒的でございます。私どもの地区としては、

都市マスタープランにもありますとおり、神田川のみどりから新宿中央公園に至るみどりの連続性というものを、ネットワークの中で形成していきたいということが、計画の主眼の一部となっております。

それを見たものが、この図でございます。先行する五丁目北地区、中央北地区、私どもの地区、連携の中で神田川と中央公園をつなぐみどりを豊かにしていきたいと考えているところでございます。

まちづくりのコンセプトですけれども、地元の理事らと協議する中で、「暮らしと時間をつなぐまち」という言葉を挙げて、「都心居住・快適・安全性を一步進めた住まいのまち」というものをつくっていきたいと考えております。「暮らしをつなぐ」、「時間をつなぐ」この言葉どおり、このまちづくりの中でやっていきたいことを挙げさせていただいております。「安心」、「まち」、「にぎわい」、「みどり」の観点から、道路をはじめとして、どのような整備項目をやっていくのかというものも下のほうに整理させていただいております。

では、計画及び景観形成の考え方につきましては、設計担当の**若狭**のほうから御説明いたします。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 設計のほうを担当しています**若狭**です。よろしくお願いいたします。

まず事業概要のところですが、所在地としては、先ほど御覧のとおり西新宿五丁目地内という形で、敷地面積としては約5,930平方メートル、構造といたしましては鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造を予定しております。階数につきましては、地上43階、地下1階。用途といたしましては、住宅、商業・業務、駐車場、保育所等を予定しております。建築面積につきましては、約3,500平方メートル。延べ面積といたしましては、約5万7,500平方メートルを予定しております。高さにつきましては、建築基準法の高さとして約160メートルを予定しております。右側が十二社通り側から見た外観の完成予想図となっております。

建物の構成について御説明いたします。

まず左側に配置図を示しておりますけれども、十二社通り側から十二社通りに面して施設棟、こちらは商業・業務、駐車場、保育所等を予定しております。そして、その奥に高層となります住宅棟という形で、住宅、駐車場を計画しております。

右側が断面になりますけれども、こちら側が十二社通りに、3層の施設、商業・業務、保育所等、そして1階部分に駐車場乗り込み口と駐車場、そしてその奥の高層棟、住宅棟につきましては、1、2階、3階の一部までが共用部分、そして上が住宅という形で構成をしております。

す。また、真ん中の部分には、エレベーターと書いておりますけれども、機械式駐車場についても建物内におさめる計画という形で、景観に配慮したものとなっております。

続きまして、景観形成の方針です。4点、まずスカイラインの形成といたしまして、西新宿の超高層ビル群との調和、周囲からの見え方として2点、十二社通りの沿道の街並み・にぎわいの形成、そして周辺市街地のスケール感に配慮した景観デザイン、そしてみどり空間として市街地環境に呼応する外構デザインと、4つの景観の形成の方針を立てております。

方針1といたしまして、西新宿の超高層建物群との調和につきましては、1番目、周辺高層建物とのバランスがとれた建物形状・配置という形で、スカイラインに配慮した建築物の高さとしています。また、地区周辺の超高層建築物との調和に配慮するため、建築物の高さを160メートルという形で計画をしております。スカイラインに配慮したボリューム計画といたしましては、超高層部の幅、形状について、周辺の超高層建物とバランスがとれたものとしております。周辺建物に配慮した配置計画といたしましては、十二社通りの緩やかにカーブした軸線を踏まえた配置とし、連続性のある街並みの形成を図ると同時に、隣接する超高層建物との見合いや隣棟間隔等にも配慮しております。こちらが、中野坂上方面から見た建物の外観パースという形で示しております。こちらは私どもの計画している中央南地区です。隣の中央北地区、そして西新宿五丁目北地区とのスカイラインの関係性を示したものでございます。

こちらが十二社通り側から当地区等を見たモンタージュになっております。こちらの真ん中の赤い矢印で示しているところが、当該地区になっております。さらに、新宿中央公園西の交差点付近になると、こういった見え方になるということを示したものでございます。

周辺建物に配慮した配置計画といたしましては、こちらが当地区になります。隣の西新宿五丁目中央北地区、そして十二社通りを挟んだスクエアタワー、アイタウンレピア、コンシェルリア西新宿がでございます。隣の中央北地区については30メートルから、最も離れているスクエアタワーで100メートルの隣棟間隔になっております。

2番目、落ちつきとまとまりのある外観デザインとしまして、まず落ちつきのある色彩計画についてです。タワー部については、高明度・低彩度、ベージュ系の色を基調とし、落ちつきのある外観としております。また、塔頂部は、ファサードと形状・色彩等を一体的にデザインして、まとまりのある外観という形で計画をしております。

もう一点、表情とまとまりのある外観デザインということで、バルコニーをはじめとする壁面部で、素材の切りかえや角度の変化等による分節化を図り、各面において変化と表情のあるファサードを計画しております。また、駐車場と設備機器、こちら主には住宅部分、あと施設

部分の設備機器になりますけれども、こちらについては周囲から見えにくい箇所に設けて、まとまりのある外観での計画を心がけております。

先ほどの落ちつきのある色彩計画としましては、一番初めにお示ししたパースと同様ですけれども、色彩についても落ちついたアイボリー系の色調、あと低層部についてはブラウン系の色調という形で計画をしております。

方針2といたしまして、十二社通りの沿道の街並み・にぎわいの形成といたしましては、十二社通りに面した空間づくりとして、通りに面して施設棟（商業・業務、保育園等）を配置し、1階に商業等の店舗を配置します。具体的な導入施設については、今後検討を行う予定になっております。また、西新宿五丁目中央北地区と同様に、歩道状空気を幅員4メートルで整備し、ゆとりのある歩行者空間を確保いたします。

また、開放的なファサードとして、通りに面してはガラスを用いて開放的なしつらえとし、内部のにぎわいがあらわれてくるような形で計画をしております。

また、みどりが映える色彩計画といたしまして、沿道の建物の多くに見られるブラウン系の色を基調に、みどりが映えやすい色彩計画というものを行っております。こちら十二社通り側からアイレベルで見たパースになりますけれども、建物の色彩としては落ちついたものを選んでおりますので、みどりがより映えてくるという形の外観です。また、低層部分においては、商業空間のにぎわいがあらわれてくるという形での計画としております。

方針3といたしまして、周辺市街地のスケール感に配慮した景観デザインということで、まず1点目が建物の表情づくりについてご説明させていただきます。タワー部のセットバックや壁面の分節化により、ボリューム感の軽減をするとともに、建物に表情を与えております。

また、みどり豊かで快適な歩道状空地としては、歩道状空地に高木を配し、みどり豊かで快適な歩行者空間を形成しております。

周辺建物と調和した色彩計画では、周辺建物に多く見られるブラウン系の色を基調に、みどりが映える色彩計画を行っております。また、高層部と低層部の壁面色を切りかえ、ボリュームの分節化を図り、タイル等の素材感のある外壁仕上げとすることで、周辺低中層建物との視覚的な調和を図っております。

こちらが建物の北側の部分になりまして、こちらについては、基壇をつくりながら、上の超高層の部分の圧迫感を低減する効果を図っております。また、西側においても、こちらは、低中層の建物が並んでいますので、こちらの部分についても基壇を設けて、圧迫感の低減を図っております。また、南側においては、低層部分の素材の切りかえを行いながら圧迫感の軽減等

を図っております。こちらが外壁の仕上げとしてのイメージで、ブラウン系のもの、こちらは石、またはタイル等を予定しております。また、外壁部分については、アイボリー系のタイル等を予定しております。

方針4といたしまして、市街地環境に呼応する外構デザインということで、まず1番目、神田川と十二社通り・新宿中央公園を連続するみどりでつなぐということで、隣接地区との連携を図ります。今回、西新宿五丁目中央北地区が、道路を挟んで隣接する地区になりますけれども、樹木の配置等において、西新宿五丁目中央北地区の公園・広場との連続性を考慮した計画を行う予定としております。また、当地区の住宅メインエントランス付近に水盤を設置し、西新宿五丁目中央北地区及び西新宿五丁目北地区と同様に、潤いとみどりのある街並みの形成を図ってまいりたいと考えております。

みどり豊かなオープンスペースの形成といたしましては、広場等では樹木やベンチを配し、緑陰豊かな憩いの空間を形成していきます。また、地域の在来種や隣接地区に配されている樹種、四季を感じられる樹種を選定していく予定としております。また、バリアフリーや視線の抜け等に配慮し、安心して安全なオープンスペースを形成してまいります。

その他の整備といたしましては、歩道状空地では高木を配し、連続するみどりの形成に寄与してまいりたいと考えております。

こちら、外構の計画図になりますけれども、今回、当該地区には3つの広場を設けております。

広場1号では、中央北地区で整備される広場があり、こちらとの一体的なしつらえを目指していく広場です。また、十二社通りにも面しているというところで、こちらが今回の計画としてのメインの広場を予定しております。

広場2号では、こちらも先ほどの広場と同様に、中央北地区で整備される公園でございますけれども、こちらとの一体的なしつらえとなるように整備を行い、隣接する街並みにみどりを豊かに提供していく広場を予定しております。

南側の広場3号では、こちらについては木密の住宅街が並ぶほうに面しますので、こちらについては防災機能を持ちながら整備をして、それぞれの面している環境に応じた広場機能の計画としております。

こちらが広場1号の部分を示したものになります。こちら芝生上に見えている部分が中央北地区で整備される予定の広場になっておりまして、こちらについては詳細計画がまだ決まっておりませんので、今後、私どもの計画を進めていく中で、詳細を詰めながら一体的なしつらえ

となるように整備を図っていきたいと考えております。奥に見えているのが、さらに奥の公園と隣接する広場2号になっております。

まず敷地北東側の広場1号でございますが、地区を代表し、地域の安全・安心に寄与するシンボリックな広場という形でうたっております。隣接する五丁目中央北地区で整備される広場と一体感のあるしつらえといたします。また、ベンチ等の設置や高木の緑陰等、人のたまり空間を形成します。また、防災トイレやかまどベンチ等の防災設備を設置する予定としております。

続きまして、敷地北西側の公園に隣接するみどり豊かな広場空間、こちらは広場2号になりますけれども、こちらについては公園と一体感のあるしつらえという形で、一体的な整備を進めてまいります。また、東西方向の歩行者通行機能を確保いたします。こちらにつきましては、既存の道路がございまして、そちらの通行機能を維持するという形での計画となっております。

続きまして、広場3号になります。敷地南側になりますけれども、地域の防災性向上と憩いのための南側市街地に向けた広場として、休憩施設としてベンチ等を配置します。さらに、消防団小屋、こちら地域の消防活動のための消防団小屋でございますけれども、こちらを建物内に内包する形で計画しています。建物内に設けまして、消防の活動と空地等の一体利用が可能なしつらえという形で考えております。また、消防水利も地下に設け、より防災性に寄与する形での計画を考えております。

最後になりますけれども、景観事前協議の経過ということで、私どもの協議といたしましては、計5回、2014年の11月から2015年の11月まで、約1年をかけて行ってまいりました。

主な指摘事項を抜粋しております。

○進士会長 もういいです。

○株式会社INA新建築研究所（若狭） よろしいですか。

○進士会長 ここからは、こちらの領分なんで。

もう終わってください。これ以上ないでしょう。

事前協議の中で、残された課題とか、あるいは事前協議でよくなった点とかあったらどうぞ。アドバイザーから。

○神谷相談員 3つの再開発地区の中で、この地区が対応としては一番よかったですね。最初は、ちょっとかなりいろいろ不備といたしますか、課題があったんですけども、かなりよく対応していただけたと思います。

ただ、ちょっと今、少し説明ありましたように、広場が3つあるんですけども、区が所有する広場なんですね。それが同時になかなか動かないんですね。それを一緒にやらないと余り

意味がないので、何とかならないのかという話をしていました。

○進士会長 区がやる。

○神谷相談員 区立公園ですよ。

○進士会長 隣の公園ね。

○神谷相談員 広場等、小さな公園があるんですよ。それと残地があるんです、3つ、周りに。

○進士会長 それ、隣の話ね。

○神谷相談員 そうなんですけれども、3地区の開発が、全体を見てやっているわけですよ。

そこだけ、最後まで3つ残っている。それちょっと、もう少し何とかならなかったのかなという事です。

○進士会長 ありがとうございます。

それでは、さっきから、できるだけ皆さんの意見を言っていたらこうと思って、時間の配分を気にしながら聞いていたんですけども、前段がやっぱり消えなかったので、中身だけとりあえず御指摘いただきましょう。

どうぞ。建築からいきますか。野澤委員、よろしいでしょうか。

○野澤委員 特にこれ単体では言うことは余りないんですが、1つ教えて下さい。図からよくわからなかったので、車の出入りはどこですか。1つは北側ですよ。住宅棟の車。施設棟にも車が入るとおっしゃったんですけども、それは南側からですか。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 南側になります。

プロジェクト、よろしいですか。

○進士会長 いや、いい。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 配付している図面になります。

○野澤委員 どこにも明示されていなかったの。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 6ページを御覧ください。

○野澤委員 回転台のあるところが南側ですね。回転台かな。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 施設棟の6ページの配置図の南側になりますけれども、一部、ラインを2本、引いています。そちらが出入り口になっております。

○進士会長 いいですか。

○野澤委員 はい。

○進士会長 橋本委員、何かありますか。

○橋本委員 この地区に関しては、全体的に見ると青梅街道までの地区全体で一つの街区なん

だろうなという認識が私にはあるんですけども、おのおのの街区が、3つの街区が時を変えて建っているということですけども、何かデザインに対しての一体感だとか共通性だとか、そういうようなことをおのおのの地区で協議しながら、つくっておいたりとかいうような事実はあるのでしょうか。

○進士会長 どうぞ。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） よろしいですか。すみません、プロジェクターで映していただけると、ありがたいんですけども。

参考資料の1枚目になりますけれども、今回、私どもは後発の地区ということで、先行して五丁目北地区、中央北地区があります。今回、中央北地区で販売用の資料を作成しております。その中で、アドバイザーの神谷相談員からも意見としてございました3地区の連携について、外観の整合感、そういったところの中で、それで3地区、今回、中央北地区からパースを提供していただきながら、五丁目北地区、そして私どもの地区でモンタージュを作成しました。こういった形での外観デザインの検証を行ってまいりました。

○株式会社 I N A 新建築研究所（中山） 別紙になります。別紙。

○進士会長 別紙か。2-1の②ね。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） そうですね。2-1の②にお示ししているものになります。

○進士会長 橋本委員、いいですか。

○橋本委員 わかりました。要は、この中で埋もれちゃっているのでよくわからないんですけども、何か本当に共通のキーワードみたいなのでおやりになっているとか、色を合わせたとか材質を合わせたとか、何かそういうような話があるのかなと。ちょっと気になったのは、ガラスのバルコニーにする場合には、グリーン系のガラスはやめなさい。その理由はちょっとわかっていないというか、そうかなと思うけれども、隣のマンションとの共通のデザインでやめたほうがいいよとかとおっしゃったのか、そういうような協議の経過を知りたいということもありますが、3棟、やっぱり少し共通性を持ってやったほうがいいんじゃないかなという、私の個人的な希望があります。

○進士会長 何かお答えありますか。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） なかなか3地区一緒ということで、考えていくのは事業者さんも異なりますので、その辺については難しいんですけども、できるだけ、逸脱するようなデザインとはせずに、できるだけ統一性を持たせたものという形で、今後も計画して

いきたいと思っております。

○橋本委員 テイストが少し近くなるような感じでやっていただければいいかなど。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） ディベロッパーの意向等もあるかと思えます。

○進士会長 ほかの委員、いかがでしょうか。どうぞ。

○松川委員 住宅の規模や対象等のイメージって、どこかにありますか。書いてありますか。

○進士会長 ああ、入居予定者。

○松川委員 入居の対象というのは、どこかに書いてありましたか。

○進士会長 入居予定者のプロフィールが何かあるかと。

○株式会社 I N A 新建築研究所（中山） 当地区は約460戸を想定しておりまして、地区の中にも権利者さんがいらっしゃるしまして、必ずしも大きな住戸に住まわれてない方もいらっしゃいます。そうした方も、権利変換によって住んでいただけるように整備するのが再開発事業の目的になります。ワンルームタイプより少し上の規模のものや、ファミリータイプの一般分譲住戸などを考えてございます。

○松川委員 権利者以外は、大体はファミリータイプということですか。

○株式会社 I N A 新建築研究所（中山） 権利者の中でも、ファミリータイプをとられる方もいらっしゃいます。主はファミリータイプと考えてございます。

○進士会長 窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 資料2-1の①なんですけれども、まず10ページで周辺超高層建築物とバランスがとれたというふうにおっしゃっているんですけれども、どこがバランスがとれているのかの御説明がなかったので、それがわからないというのが1点。

それから、方針3ですけれども、周辺市街地のスケール感に配慮した景観デザインって11ページに書いてあるんですが、11ページの例えば真ん中に完成予想図（西側）ってありますけれども、西側の戸建て住宅地の方にとって、160メートルの建物が建って、これのどこが周辺市街地のスケール感に配慮しているのかということも、ちょっと理解ができなかったんで、その点についても御説明いただきたいのが2点目です。特にそれは、恐らく十二社通りのほうに寄せると、上に超高層の建物がありますので、多分それを避けるしかなくて、ここにあるんだと思うんですけれども、これ本当に西側の方々に対する配慮なのかどうかというあたりを御説明いただきたいのが2点目です。

それから、3点目が、周辺の市街地に対して、ずっとバランスとか調和というふうにおっしゃっているんですけれども、この建物が何年後に建て壊されるといいますか、建てかえること

になっていて、それまでの間にどういうふうに周辺の市街地の景観も変わって行って、どういうふうにその景観の調和をとろうとしていらっしゃるのか。そのことについても、御説明いただきたいと思います。

以上、3点です。

○進士会長 では、3点、お答えください。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） まずスカイラインにつきましては、3ページになります。こちらに図示している関係です。3ページ目の左上の部分及び右下の部分で示している、ここを主に超高層部分の建物についてのスカイラインという形になりますが、そういった形での調和のとれたということを言っております。逸脱しない高さというものが、今回、大体おおむね160メートル前後の建物が多かったので、建物の高さという形で調和がとれているというふうに考えております。

あと西側市街地の住宅環境への配慮でございますけれども、13ページの左の真ん中に、完成予想図（西側）という形でパースのほうを書かせていただいております。西側部分には真ん中の配置図でも屋上緑化をしている部分があります。下屋を出して、できるだけ超高層部分の圧迫感を低減するという形で、西側の住環境へ配慮することを考えております。

あと、最後、3点目の御質問についてです。建物の供用期間としては、RCの建物ですので、おおむね60年程度を予定しております。建物が供給されている期間の間には、私どもの地区のさらに南側についても、道路づけやいろんな法的な要因もあります。想定ではございますが、南側については同様に開発や個別建替え等が行われていき、木密の解消等を行われていくのではないかなというふうには推測はしております。

○進士会長 窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 だからそのことで、例えば最初のスカイラインですけれども、これは調和ではなくて、周辺の建物がこの高さだったから、そこまでは建てていいんじゃないかという、そういう御判断だということによろしいですか。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 開発をしていく上で、高層化されている建物と、おおむね調和がとれているんじゃないかなというふうに考えております。

○窪田委員 調和という言葉には相当ひっかかるんですけども、そういうことなんであれば、ちょっとこの10ページ等の、こういうふうに、ただ写真を出されても、これが調和しているとはいえないと思いますので、ここら辺を、きちんとそういう説明をいただいて、この場ではそろっているというか、周辺の高さまでは下げたということはわかったわけですけども、それ

でいいかどうかという議論、こちらではしたほうがいいかなと思います。

それから、2点目については、低層部でできることはやろうとしているというのはよく理解できるんですけども、それがだから上のほうまで書いていただかないと、全体として調和しているかどうかというのは判断ができませんので、そういうふうな資料を用意していただければなというふうに思います。

それから、3点目のほうは、南側にももう一個、建っていったようなときに、これはどういうふうに調和しているということになるのか。そういう予想をしているということはわかったんですけども、西側のほうはこのまま個別に建てかわっていくというようなことを想定していらっしゃるということですか。そうすると、ますます西側との、西側は戸建て住宅地のままだとすると、そちらへの配慮というのはかなり丁寧にやったほうがよろしいかと思えますし、南側がもし超高層を建てたときに、こちらの方々の、それこそ今、中央北地区に対して、これだけの近距離で建っていくわけですけども、それ大丈夫なのかという話にもなるかと思うんですけども、例えばそこら辺は何か御検討されていていらっしゃるんですかね。そういう予想があるというのはわかったんですけども、景観として何か対応しようとしていらっしゃるようなことはあるんですか。

○進士会長 はい、どうぞ。

○株式会社 I N A 新建築研究所（石松） 南のほうは、まだ特に具体の動きがあるとは聞いておりませんので、それは超高層になるのか、あるいは個別で建てかえていくのかという話は、私どもも把握はできておりません。正直予測はしにくい状況にはあると思います。ただ、いずれにしても不燃化特区という範囲に指定されておりますので、今後、何らかの形で建物の不燃化が促進されていくんだらうということは把握はしております。その具体の計画が何かあるかということまでは、把握は正直しておりません。

○窪田委員 ありがとうございます。そうすると、やはりこちらの場では、周辺がどうなるかわからないときへの周辺への配慮というものを、これでいいかどうかというところを議論しないといけないのではないかなというふうに思います。

○進士会長 ほかの意見、いかがでしょう。ほかの委員。

後藤委員、何かありますか。

○後藤副会長 やはりこの2-1の②を眺めると、先ほどの区分地区で、西口のこのあたりをどうするかということを、我々自身がもう少し議論しておく必要があるなというふうに思いました。全体として、そのスカイラインの話なども、敷地単位で議論するだけではなくて、面

的にこのあたりをどうしていくのかということの方針を示す必要があるんだろうというふうに思ったのが1点と。

あわせて、これを見ていて、足元にオープンスペースをとってタワーが建つというタイプ以外にも、そろそろ他のタイプを考えないといけないなという気もしています。それは眺めていたときの印象ですが、一番ちょっとびっくりしたのはお隣の隣棟距離は約30メートルというお話で、そこにこの西北から風がかなり吹きつけて、その間のスリットを抜けて、この高層ビル街に入ってくるゲートの役割をするんだと思うんだけど、そのあたりの風の吹きおろしとか吹き抜けの際の音の問題とか、そういうのはこのエッジの丸みや何かで調整されているんでしょうかね。ちょっとそのあたりの風の問題を、ちょっと再度、この計画に関してはしました。

○進士会長 風、どうですか。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 風につきましては、従前の風環境をコンピューターシミュレーションにより影響を予測しました。現在、建設されている中央北地区、あと北地区についても、計画の公表されている範囲内で落とし込んで、コンピューターのシミュレーションを行っております。その中で結果としては、ほぼ同程度の風環境という形で、対策も防風植栽等で検討しております。

○後藤副会長 ぶつかって下に落ちてくるわけでしょう。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） そうですね。下屋で一度受けとめる設計で検討しております。

○後藤副会長 それを西と北の、特に北の緑地で受けようという考えですよ。それが成り立ってればいいんだけど。

それと、このパースだと30メートルに見えないんだよね。もっと何か隣棟間隔があいているような気がしているけれども、ごまかしてはないですね。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 資料の中で約30メートルと表記しています。

○後藤副会長 本当に約30メートルですか、これ。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） あと角度を少し振っています。住戸同士の見合いをなくすためですが、30メートルより広く見えるというのはあるかもしれません。

○進士会長 ほかいかがでしょう。松川委員、いいですか。阿部委員とか和田委員とか。どうぞ。

○阿部委員 今、後藤委員とか窪田委員の話がありましたので、補足ですけれども、特に南と

西側の住宅、低層住宅のことで、先ほど風洞実験したって言ったんですけども、当然風に関してはシミュレーションしていると思うんですけども、それによってこの樹木の高木とか、それが決められていますか、今の段階。これからですか。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） 現在、コンピューターシミュレーションの中で想定はしております。

○阿部委員 特に高層の足元の件に関しては、景観といっても五感で感じますから、風は案外、一番人間にとっては嫌なときがありますので、十分検討されては。

○進士会長 シミュレーションしたというんだけど、シミュレーションして、こういう形で想定したんだけど、こういうふうアレンジしたという、そういう話はしたほうが説得力あるね。どうですか。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） おっしゃるとおりで、下屋の部分を出すと高層から吹きおろしている風を1回受けとめて、風環境に低減するという効果がありますので、そういった形で下屋が張り出せる部分については張り出して配慮しています。また、下屋のない部分もあります。そういった部分につきましては、防風植栽を配置するという形で計画をしております。また、現段階では基本計画段階になりますので、今後、基本設計、詳細設計に入っていく段階で、風洞実験を実際に行って、その中でもさらに詳細な検討を重ねて、最終的な防風植栽とか防風対策の配置という形で計画を予定しております。

○進士会長 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょう。よろしいですか。

竹内委員。

○竹内委員 ちょっと暮らしの視点で、5ページにコンセプトがいろいろ書いてあるんですけども、3点ほど質問させてください。

くらしをつなぐというところで、子育て支援で保育所を何か3階につくるという計画になっているんですが、先ほどのお話ですと入居者が460戸で、ワンルームが10%ですから、ここに入居するのは約400戸なんですけれども、この五丁目の地域って非常に人口が少なくて、全体でも2,800人ぐらいで、多分ゼロから4歳児、約50人ほどしか今いないんですが、その辺はどのように検討して、この数字を考えているのかというのが1点ですね。

それと、先ほど公園の話がちょっと出ていたんですけども、そういう意味では公園が非常に重要なんですけど、それはまだ一切検討されていないという点で、そこの辺をどうするかという話。

それから、時間をつなぐというところで、世代間に引き継げる安心・高利便とあるんですが、これ何かユニバーサル視点で考えているところがあるのか。その下に、時間の経過とともに豊かになる「みどり」とあるんですが、これ何年後ぐらいを想定しているのか。

もう一つ、左側の安心のところには備蓄とかと書いてあるんですが、水について、何か検討されているか、震災が起きたときに水が非常に重要なんですが、どうやって水を供給するのか、とれるのか、その辺をちょっと。

○進士会長 ちょっと今の4点ほど。どうぞ、お答えください。

○株式会社 I N A 新建築研究所（中山） 保育所につきましては、現在、東京都や新宿区からの要請で、再開発事業等の各開発については、子育て支援施設等の検討をするという流れになっておりまして、私どもの地区、それから中央北地区、さらに北地区において、それぞれで保育所のほうが整備される見込みであるということを知っています。当地区は、約60人規模の収容施設で計画しておりますが、私どもの住宅と、さらに若干地域の広がりを持ったところで、地域の需要というものを賄っていけるのかなというふうに、今想定しているところでございます。

○進士会長 次、どうぞ。

○株式会社 I N A 新建築研究所（中山） 2つ目の公園につきましては、当地区は、公共用地としての公園というものは、計画の中にはございません。先ほど申し上げました3つの広場を敷地内、民地の中で創出することによって、それにかわるような機能を地域に対して創出していけるのではなかろうかと考えてございます。

○株式会社 I N A 新建築研究所（石松） 公園につきましては、私どもの地区でいうと広場というものになるわけですがけれども、中央北地区で整備される公園、あるいは広場と一体的なものとして、今後整備を図っていきたくと思っています。今後具体的な検討していくことになるかと思っておりますけれども、そうした中で検討を進めていきたくと思っています。

○株式会社 I N A 新建築研究所（中山） 3つ目の長く世代間で住み続けられるという住宅の考え方につきましては、こちらの地元の理事及び準備組合の権利者からの強い願いがありまして、なるべく長い時間、対応できる住宅にしていこうという思いでございます。その中で、先ほどおっしゃられたユニバーサルの考え方等も含みながら、しっかりとした住宅をつくっていこうということを考えているところでございます。

みどりにつきましては、整備当初から豊かなみどりというのは、難しいところがありますけれども、5年、10年ぐらいのスパンのうちには、当初予定したみどりの広がりというものがで

きるように、整備していきたいと考えております。

○進士会長 よろしいですか。

ほかいかがでしょう。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） あと震災時の水の件につきましては、今回、居住者の方々につきましては受水槽がありますので、非常時の水を供給する予定でございます。

○進士会長 給水塔だね。

○株式会社 I N A 新建築研究所（若狭） はい。

また、帰宅困難者につきましては、防災倉庫を建物内に設置する予定です。その中で一時避難施設という形の位置づけをしております。その方々には供給できるような計画を現在検討しております。

○進士会長 ありがとうございます。

○地域整備課長 補足ですけれども、保育所ですが、中央南地区と北地区では予定されております。地域住民を見込んだことで考えておりますので、補足させていただきます。

○進士会長 ありがとうございます。

これはまだ協議は続くんでしょう、今後。

○神谷相談員 現時点では終わっています。

○進士会長 もう完了したの。

○神谷相談員 ええ。また、変更が出てくれば、みどりとかですね。

○進士会長 ただ、基本計画だから、少しディテールが出てきそうな感じがするな。

○事務局 まだ都市計画決定手続前ですので、今の段階でできる協議は終了しています。

○進士会長 終わったのね。

○事務局 また具体的にになったらそのときに再開します。

○進士会長 わかりました。

これは審議会の問題だから、それから。

それでは、どうもありがとうございました。

ちょっと余計なことだけれども、私からいうと、外構という言葉がちょっと気に食いません。ランドスケープデザインとか緑地の設計とかやっておいてくれないと、外構というのは建物の便利のために、ただ最小限の設備をするようなところがあって、調和だの何とかという以前に外構という言葉、こんな巨大なボリュームのものをつくるのに、前処理的にしかやっていないというのは、ちょっと気に入りませんね。情緒的に言うとな。

いや、言葉遣いというのは、さっきから窪田委員が指摘しているのもそうだけれども、コンセプトで調和だの何だのって言葉ばかりがあって、だけどディテールに反映しないというのは、その精神がそこまで徹底してないからなわけだよね。そういう意味でも、外構もちょっと言っておきます。

どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

ちょっと大急ぎで次の方に入ってください。

ちょっと審議会として御相談です。

窪田委員が幾つか御発言ありましたように、審議会としての議論、あと後藤委員も言われましたね、今後の話として、例えばスカイラインの問題でも、調和といったのは、とりあえずボリュームを世間並みにいただきましたというそういう話なんだな。これはただ設計者の問題というより、事業の問題なんだけれども、やっぱり地元区としては、まさに全体をどうするか、これは本当、都市計画のほうの仕事なんだけれども、景観の側からもちゃんと意見を言うべきだろうというのはそのとおりですね。これ都の景観審議会でも、私はずっと言ってきたんだけれども、景観のスカイラインをちゃんとしないとね。個別のロットごとの事業じゃだめなんだ。だから、東京として、この辺はこういうボリュームにするとか、後を抑えるとか、そういうことをやらないといけないというんです。ところが、日本の都市計画は、道路の幅でボリュームを決めたりしているから、全体像のない計画なんです。だから、東京が世界に誇る都市になるには、そういうまとまりを、ここ超高層、いきなり平家か2階がぱとくるというね、全然グラデーションになってなかったり、もうむちゃくちゃなんですよね。そういうことは、まさに景観まちづくり審議会の重要な課題なのね。だから、審議会としての議論をしないと、そしてそれぞれの部門と協議しながら、それが少しでも前に進むようにしないとだめだと思います。ここだけ来て、この建物だけを何かいじくってもどうしようもないということがいっぱいあって、それが景観の本質ですね。だから、これは今後の課題です。

~~~~~

## 2、報告

[報告2] 学校法人東京医科大学 新大学病院新築計画について

~~~~~

○進士会長 では、大変せわしく私やっているのは、もう12時になっちゃったからなんです。12時までにはちゃんとおさめようと思ってやっていたら、全然だめでした。ということで、今度の説明は本題だけを7分か8分でやっていただけないかな。もう前段は大体、皆さん資料を事

前にいただいていますし、説明のときに、回答に対して戻らないと説明できないときは戻ってくださっていいから、計画の概要だの床面積だの丁寧に書いてあるの全部読んでいた、さっきの人は。だから、結局、もう50分かかったんですよ、前の案件は。だから、そうじゃなくて20分ぐらいで終わりたいので七、八分で説明してください。なるだけ直接敷地の中から入って、景観デザインにかかわるところを中心に御説明ください。

いや、皆さんのせいじゃないんだけど、前段のせいなんだ。

○大林組（坂田） 事業者様の御挨拶も……

○進士会長 御挨拶も要らない。自己紹介も要りません。お疲れさまです。

○大林組（坂田） それでは、自己紹介、大林組の坂田です。御説明させていただきます。

学校法人東京医科大学、新大学病院の新築計画につきまして御説明します。

前面のスクリーンのほうで御説明させていただきます。

まず、順番といたしましては、敷地概要、上位計画について、計画概要、景観計画としての外装計画、ランドスケープの順番ですが、今のお話ですので少しはしよらせていただきます。

続きまして、初めに敷地概要から説明いたしますが、位置関係は新宿駅を青梅街道を西側に行った現在の東京医科大学病院の敷地です。

飛ばします。

周辺の状況、こちらもはしよっていきます。

矢印のところから見た敷地の周辺の状況でございます。この写真につきましては、まず敷地南東側から矢印のところより敷地を見た写真になりまして、左手側に見えるのが現在の病院本館の一部で、奥のスペースが新病院棟の計画地でございます。

敷地を北側に回っていきますと、青梅街道に出たところで西を見ます。敷地北側の建物群が見えまして、超高層と中低層の建物が混在している敷地でございます。

青梅街道の反対側から敷地を見ます。正面に見えるのが既存病院、その隣の白い建物が敷地内の新教育研究棟、手前のスペースが新病院棟の計画地です。

続きまして、青梅街道から西側、中野方向から進み、振り返ります。敷地東側にアイランドタワーが建っています。さらに西側に進むと青梅街道北側に成子天神がございます。さらに西側に進み、淀橋交差点から青梅街道を新宿側に振り向きますと、青梅街道沿いに高層ビルが建ち並んでおります。淀橋交差点付近の写真です。交差点付近にみどり豊かなオープンスペースがあります。

計画地側に戻り、成子天神交差点を曲がり、新宿副都心12号線を南に向かいます。ケヤキ並

木のみどり豊かな幹線道路でございます。さらに進んでいくと都庁があります。この写真は、都庁の高層階から敷地方向を眺めた写真です。中央にあるのが、現在の病院、本館でございます。

敷地の概要でございます。

敷地につきましては、西新宿六丁目7の1番でございます。用途地域は商業地域、高度利用地区にも指定されております。敷地面積は、表に書かれておりますように2万2,000平米、法定容積率950、建ぺい率70%でございます。

上位計画について説明いたします。

まず新宿区都市マスタープランにおいては、柏木地域に……

○**景観と地区計画課長** そこ、いいです、そこは。

○**大林組（坂田）** そこ、いいですね。

では、上位計画につきましては、新宿区景観まちづくり計画につきましても省きます。

景観形成ガイドラインにつきましても省かせていただきます。

計画概要について説明いたします。

左側が計画地の現況を示しております。既存大学病院が南側にあって、北側に立体駐車場等がございます。

右側が本計画の完成後の姿でございます。北側の立体駐車場棟を解体し、赤色に着色しております新大学病院棟を建設いたします。その後、既存病院を解体した後に、赤色に着色しております新立体駐車場棟を建設いたします。グレーで着色しております第一研究教育棟と新教育研究棟は残ります。本計画建物の延べ面積は、全体で約13万平米、最高高さは新大学病院で92メートルとなります。

続いて、動線計画ですが、一般車両は東側道路より入り、車寄せロータリーを通過して、同じく東側道路へ出ていきます。立体駐車場棟及び平面駐車場を利用する車両は、南側道路から入り、同じく南側道路に出ていきます。病院のサービス車両も南側道路から入り出ていきます。救急車は、青梅街道から入り、敷地内を通り、南側道路から出ていきます。歩行者につきましては、主に東京メトロ西新宿駅地上出口から、または新立体駐車場棟から建物東側のメインエントランスにアプローチしてまいります。

断面構成です。

大きく簡単に申しますと、地下2階、地上20階の建物でございます。中間免震構造でございます。低層棟、高層棟に分かれておまして、低層部分が病院の中央診療部分、緑色に塗っ

ている高層部分が病棟部と呼ばれるような構成でございます。

景観につきましての配置計画の考え方は、敷地周辺の青梅街道沿いに建つ高層建物は、同じ軸線、都市軸によって建ち並んでおります。本計画も、その動線に合わせるように配置し、街並み、景観、高層ビル群の連続性に配慮したいと考えております。

周辺の高層建物は、青梅街道北側の一般市街地に配慮した形で、高層建物の壁面をセットバックさせております。本計画も、それに合わせて高層棟部分の壁面をセットバックさせ、そのように計画しております。また、低層部分については、高さを抑え、青梅街道を挟んで向かいの建物高さとできるだけそろえた形にすることで、街並みの一体感を形成したいと考えております。建物の足元部分は、植栽等をデザインし、周辺の歩行者空間の調和を図りたいと思っております。

外装のデザインコンセプトについて説明します。

コンセプトにつきましては、3つでございます。1つ目がボリュームの分節。病床数、約1,000床の病院建築でありますので、建物のボリュームが大きく、内部の機能面は非常に複雑です。それらをできるだけ整理し、形状的には明快に分節したデザインとすることで、全体のボリューム感を抑え、洗練された印象の外観としたいと思っております。2番目につきましては、端正な縦のデザインです。3番目につきましては、清潔な色彩です。2番、3番については、少し説明を省かせていただきます。

外観パースを使って説明させていただきます。

具体的に青梅街道側から見た外観パースを示しております。ボリュームの分節については、高層棟、低層部、ガラスボリュームと明快に分節することによって、圧迫感を軽減するとともに、洗練された印象の外観とします。端正な縦のデザインにつきましては、高層部分について縦方向を強調するデザインとすることで全体をまとめております。外壁の色彩については、白を基調とした外壁デザインとし、アクセントカラーにグレーを採用することにより、全体を引き締め、高度医療を担う大学病院にふさわしい外観としております。

立面図で示します。

新大学病院棟に隣接して、既存の新教育研究棟がございますが、端正な縦のデザイン、外壁の色、そういったものは、考え方は、新教育棟と合わせております。

東立面、立体駐車場のところには、壁面部分に壁面緑化を設けます。

南側の立面、西側の立面です。

続いて、ランドスケープについてですが、コンセプトについては季節感というものを掲げて、

「“Hospital in the Season”－季節を纏う（まとう）病院－」として計画しております。

1つ目の計画方針としては、異なる趣きをもつみどり豊かな歩行者空間が、都市に潤いと癒しを与え、新たな病院の顔を形成する。2つ目としましては、彩りに富んだ植栽により、敷地に季節の変化と生命力を織り込み、『都心の“Season Place”』を創ります。3つ目としては、周辺緑地や隣接街区のみどりの特性に関連づけた植栽によって、都市の生物多様性、みどりの連続性に配慮したいと考えております。

具体的なランドスケープの全体構成です。

図面上の左側が青梅街道側になります。まず、敷地東側につきましては、地区計画上の歩道状空地を含め、既存並木を取り込む都市の遊歩道として、既存のメタセコイア並木を生かしたゆったりした幅員の歩行者空間を創出します。

次に、敷地北側は、賑わいの木立とし、青梅街道沿いの自主管理広場に、多目的な木立のオープンスペースを設けます。クスノキ等の常緑樹により、心地よい緑陰空間をつくり出し、都心の環境に癒しを与えたいと考えております。

敷地中央部に、東西に貫く地区計画上の歩行者貫通通路は、彩りの通り庭とし、中高木の列植により歩車道を区切るとともに、サービスヤードへの視線をやわらかく遮り、快適で安全な歩行者空間をつくりたいと考えています。

敷地南側は、街角の杜とし、地域のみどりの連続性を考慮した植栽計画を行い、地域全体の生物多様性に配慮したいと考えております。

最後に、スケジュールです。

新病院棟は、ことし5月に着工いたしまして、工期が34.5カ月、2019年3月に竣工し、6月にグランドオープンする予定で進めております。その後、既存病院の解体を経て、その敷地、跡地に新立体駐車場を建設し、2020年9月に工事を完了する予定としております。

以上で、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○進士会長 ありがとうございました。

それでは、早速ですが審議に入りたいと思います。

どうぞ、御質問、御意見、お願いします。

どうぞ、いかがでしょう。では、後藤委員。

○後藤副会長 現計画で容積率は何%ございますか。

○大林組（坂田） 550だったと思います。

○後藤副会長 ああ、今550。今回の御提案は。

○大林組（坂田） 法定容積をはるかに下回っていますので……

○後藤副会長 そうだろうなと思って……。九百幾らと言っていましたね。

○大林組（坂田） 800ぐらいだと思います。

○後藤副会長 800ぐらいですか。

○進士会長 あれ病棟、上のほうのところ、ちょっとオーバーハングになっているの。断面、さっきパースを見ていたら。外から見ると、3色に塗り分けた絵があったでしょう。それで、一番上のところがちょっとオーバーハング、出ていなかった。ページ……

○大林組（坂田） こちらでございますか。

○進士会長 これこれ。

○大林組（坂田） こちらですね。

○進士会長 うん。6ページに。

○大林組（坂田） 裏側は、多少、少しオーバーハングしております。

○進士会長 わざわざこれ、何か意図的にやった。

○大林組（坂田） こちらは、下の中央診療部分のスパンと上の病棟部分のスパンで、若干ちょっと整合性というものをとるために、上で柱のスパンを変えております。

○進士会長 構造上、必要なの。

○大林組（坂田） 機能上、必要です。内部空間的に必要な形になっております。

○進士会長 ああ、そうですか。

とにかく、全体としてボリュームのでかい建物で、いろんな工夫はされているようだけれども、何かこう、オーバーハングだと重いんだよな。まあ、いいや。

どうぞ。情緒的なことを言っちゃいけない。

橋本委員からいきましょう。建築家の方、皆さん。

○橋本委員 この計画は、一般設計といいますか、どうやられているのでしょうか。要は、斜線の考え方とか、そういうことを含め、一般設計で……

○大林組（坂田） 一般の設計です。

○橋本委員 そういう中で、特に義務づけられていない空地だとか、そういうことに関してきちんと配慮しているよという、そういうようなお話なんですね。

○大林組（坂田） そうです。いわゆる、おっしゃっているのは、総合設計とか採用しているかという話ですと、採用しておりません。

○進士会長 ごめんなさい、神谷相談員の話、聞かなかった。これも、もう事前協議、終わっているの。

○神谷相談員 終わっています。

○進士会長 何かありますか。

○神谷相談員 よく対応できてて、最初、出てきた案が全く違う案になったんですよ。

○進士会長 ああ、そう。

○神谷相談員 これのほうが、全体一遍に建て直すので、いい計画になっています。

○進士会長 ということだそうです。

○橋本委員 希望としては、今までの東京医科大学が、結構、地域のランドマークになっているビル、建物で、好印象なんですけれども、今後ともランドマークであるためには、やっぱり進士会長もおっしゃいましたけれども、これからなんでしょうけれども、デザインが、ごめんなさい、ちぐはぐなような感じがちょっとするので、もう少し練られたらどうかなというふうな。縦のデザインっておっしゃる割には、縦は余り感じさせないとかいろいろあるので、個人的にはそう思うんですけれども、これは余計なことかもしれませんけれども、よろしく願います。

○進士会長 というか、この6ページのパースを見ると、3つ全然違う感じがするね。

○橋本委員 ちょっとそういう感じがする。意図なのかどうかということも含め……

○進士会長 意図的にやったの、これ。何かモザイク風というか、こういうやり方もあるのかもしれないけれども、野澤委員どうですか。

○野澤委員 いや、確かにそういう印象は受けていましたけれども、それはこれからもう少し工夫していただくとして、ちょっと景観に直接関係ないことかもしれないんですが、この再開発をするに当たって、西新宿の駅と地下で直結するということはないんですか。

○大林組（坂田） 計画ではございません。

○野澤委員 これ1回、外、出てから、アプローチですよ。

○大林組（坂田） はい。

○野澤委員 何か来る人にとって、すごく不親切な感じがして、地下鉄から地下1階に入れて、エスカレーターなり、エレベーターで上がったほうが、病人でもありますし、便利なんじゃないかなと思うんですけれども、雨にもぬれない、雨じまいはされるとは思うんですけれども。何となくそこが、せっかく駅に近いほうに新しく建てるので、直結させたらいいんじゃないかなという印象を持ちました。

○進士会長 病院だけでやれないかもしれないけれども。そうね、病人のこと。メタセコイアの並木を何かやっていたけれども、あれはすごい葉を落とすからね、雨の日はみんな滑るよ。けが人がいっぱい出ますよ。

○大林組（堀口） メタセコイアにつきましては、今、歩道空間といいますか、区道側の歩道に植わっている高木になっていまして、敷地内についてはメタセコイアをさらに植えるというようなところは、やはり安全性の配慮も含めまして……

○進士会長 区のせいにはしている。いや、だからあれは下を植栽地で確保すればいいんですよ。ただ、木の真下を歩かせるという、舗装道路の中に入れるとまずいんだね。いい木ですよ、本当は。季節感もあるしね。

窪田委員、どうぞ。

○窪田委員 この地域の大きな病院、ここだけなので、首都直下なんか起きたときには、本当にたくさんの方が訪れて、多分ランドスケープの部分というのがすごいことになってくると思うんですけども、そこら辺というのは何かこれ、景観上には御配慮いただければよかったですけれども、何か工夫とかはあられるんですかね。

○大林組（坂田） 東京医科大病院様は、地域災害拠点病院、区西部の中核病院として位置づけられておりますので、街路が本当に重要な拠点となりますので、患者様、みんなをみんな受け入れるというふうにはなっておらないんですけども、とはいえ近くの方が来られるということで、青梅街道側の自主管理広場とか、そういったところは災害時はトリアージスペースとか、そういったところで使用するというようなことを想定して、施設を準備しております。

○窪田委員 何かその日常の風景と、それから本当にトリアージですごいことになると思うんですけども、そのときの非日常の風景といいますか、それが両方ともうまく、みどりも、それにも両方ともに配慮しているというようなところもあるんだったら、ちょっと御説明いただきたいなと思ったんですけど。

○大林組（坂田） みどりを植えて、今、自主管理広場のちょっとお話しさせていただいたんですが、木立のちょっとこういうイメージパース的には、8ページの青梅街道のところを開かれている自主管理広場なんですけど、上から2段目の左側の写真のような、こういった木立の広場のイメージをしておきまして、こういったベンチ等も設けられ、ふだんはそういった緑陰空間をつくっていくんですけど、災害時には、場合によってはテントや仮設トイレ等もつくれるそういった広場、多目的な広場を今考えています。

○進士会長 今の絵は、これ木は何。

○大林組（堀口） 今、青梅街道側のこの木立の部分については、クスノキを検討させていただいております。

○進士会長 クスノキ、これ。

○大林組（坂田） 写真は……

○大林組（堀口） 写真は違います。

○進士会長 全然違うね。

はい、どうぞ。浅見委員。

○浅見委員 建物の景観とは直接関係ないかもしれないんですが、これだけ大きな病院になると入院が長引く人もいると思うんですね。そのときに、結構リハビリで歩かなきゃならないような体調の人も出てくると思うんですね。せっかく高層と低層と、ちょっとここの上があるので、ここに屋上庭園みたいのがあると、外見からもみどりが見えるし、入院している方にもちょっと憩いの場になるんじゃないかなって思いました。

○進士会長 これはなっていないんですか。

○大林組（坂田） 今、大学さんとも話ししているんですが、基本的には出れるように考えたいというふうに思っております。ただ、患者さんを外に自由に出すのは、やはり安全面の話とか、そういったものがあるので、慎重にならざるを得ない部分はあるんですが、基本的にはここをみどりと、出れるようなデッキみたいなものをつくろうというふうには、今、方向性としてはそういう形で進んでおります。

○進士会長 むしろ、今の病院は、そういうセラピューティックな意味で緑地を使っているよね。

ほかいかがでしょう。阿部委員。

○阿部委員 みどりの屋上緑化の話が出たので、立体駐車場の屋根は屋上緑化していますか、していない。

○大林組（坂田） 屋根は、駐車場になっております

○阿部委員 ああ、そこまでも駐車場ね。

○大林組（坂田） はい。

○阿部委員 今、基本的に、この病院って長い方が、患者の方がいらっしゃるじゃないですか。景観じゃないんですけども、やっぱりその病棟から見たときに、表面、ヒルトンホテルですね、昔は。ヒルトンですね、壁が見えると思うんですけども、その手前にやはりもう一つ屋根があつて、屋上緑化があつたほうが、病院の方の入院者の方にとっては和らぐ、みどりが視

覚に飛び込むかなど。ちょっと景観、若干違うんですけれども、そういうやわらかさ、長い方、いらっしゃるとすれば、そういうみどりが恋しくなると思うので、そういう配慮ができたらなと思いました。

以上です。

○進士会長 今のはお答え要りませんか。

○大林組（坂田） 今のところは、立体駐車場棟につきましては、いろいろ今後、検討していくところはあると思うんですが、今の御意見を参考にしながら、その辺はまた検討したいと思っています。

○進士会長 ほかの委員、いかがでしょう。よろしいですか。

和田委員 なんか、ここに入院したことないの。

○和田委員 いや、ここは、例えば先ほど地下鉄ってあったんですけれども、ここは駅がなかったんです。新宿から中野坂上でつくったときに、区とかみんなでお金を出し合ったんですが、区の3倍も東京医大はお金を出して、できれば三越前みたく東京医大前にしたかったんですけれども、却下されたので、多分、地下鉄も今、尾を引いているんじゃないかと。

○進士会長 それは何、却下したのはメトロのほうか。

○和田委員 メトロのほうか。そのほか、ここはやっぱり西口で、例えば何かあった場合、一番救急医療が来るので、ふやすのもありがたいし、恐らく今の8階と同じような機能を持った特別棟もつくったらいいんですが、ただ青梅街道と反対側の裏のほうなんですけれども、新宿区で一番交通死傷者事故が多いところなんで、ここのところだけちょっと交通が心配なんですよ。今現在、タクシーがずっととまっているところなんです。

○大林組（坂田） 最近、あそこのところはタクシー、とまっていないと思うんですね。それは、大学さんのほうで運営タクシー会社と話しして、とまらないようになっていると思います。

○進士会長 竹内委員、何かありますか。

○竹内委員 特に。

○進士会長 谷川委員は。

○谷川委員 全然関係ないですけれども、さっきの病院に入られた方のことを考えると、窓からの景色って物すごく影響するんですね。ちょっと無理なのかもしれないですけれども、これももう少し斜めに建物を建てると、多分、西側が見えて、富士山とか見えないのかなど。前の社保中がそうなんです。あそこが本当にそれをすごく支えというか、思っていらっしゃる方とかいっぱいいると思うと、例えばそういうことももし考慮できるものなら、何か1度考えてみ

てもらいたいなど。

○進士会長 富士山の見える病室は、多分高く入れる。

はい、どうぞ。何か。もう決めちゃったからだめね。

○大林組（坂田） それは難しいですが、ちょっと周りが、やっぱり高層ビルが多くて、いろいろシミュレーションをしているんですが、なかなか富士山は見えない……

○進士会長 富士山はもう見えない。

○大林組（坂田） 周りにもう高い建物が……

○進士会長 どこから選んでもね。

○大林組（坂田） 余り見えないですね。

○進士会長 やれば、サロンみたいところをつくって見せればいいんだけども、病室じゃなくてもね。

○松川委員 やっぱり先ほどの御意見に出たように、ちょっとでもどこか外に出れる、病棟から出れるところをつくったほうがいいんじゃないかと思います。3層目のデザインって、端正なデザインとおっしゃっているんですけども、これちょっと、もうちょっと検討の余地があるんじゃないかなという気はしますけれども。

○進士会長 どのページ。

○松川委員 どれでもいいんですけども、今、7を……

○進士会長 7。

○松川委員 3層目の縦方向のデザインのが、ここが病室ですよ、主にね。そこのところを、やっぱりちょっともう少し工夫してほしいなという気がして。

○進士会長 どこか変化をつけたり、アクセントを入れたり……

○松川委員 そうです。これ何か、すごく……

○進士会長 これ、収容所みたいだね。

○松川委員 そう、そういう感じ。もうちょっと何か、端正なと言うにはちょっと言い過ぎじゃないか。

○進士会長 高層だからバルコニーは無理だろうけれども、内部化されたバルコニーみたいなね、そういうのもあり得るよね。

○松川委員 そうですね。

それと、本当にちょっと外に出れば、富士山は見えないかもしれないけれども、外をもうちょっと眺められるところとか、そういうのをどこかに工夫して、この壁面に変化をつけたほう

がいいと思います。

○進士会長 そういう意見でした。

大体よろしいでしょうか。皆さん、御発言いただきましたか。

それでは、どうも御苦労さまでした。御説明ありがとうございました。ちょっと審議会としての議論、ここからします。

どうもありがとうございました。お引き取りいただいて結構です。

さっきの木立の広場みたいなところは、中国の唐山地震のとき、私、見たけれども、蚊帳みたいなのをつって、一種のテントみたいな、こういうグリッドの木のときは、もうずっと避難生活をやってた。だから、意外と本当に防災時はこれ大事だよ。そのとき、ペープメントまで大事なんです。滑るようなのはだめだよ。

ごめんなさい、どうぞ。頑張ってください。

これは報告だから、今後はどうするの、これは。

○事務局 何か変更が出てきましたら、また検討したいと思っています。

○進士会長 これ、さっきの意見にもあったけれども、基本的な基本計画というか、基本設計の段階と実施で大分違ったりするんだったら、それどうやって担保しているんだろうね、今のこちらの意見は。というか、今のような、今ごろ、この段階で出っ張らせるだの意見を言われてもという話でしょう、これ。

○景観と地区計画課主査 行為の届け出が出されましたら、また、ではこの審議会で報告をさせていただきますと思います。

○進士会長 それやってて、ここの審議会、忙しくなると思うけれども、余りチェックしていると。だけど、でも神谷相談員がいるんだから、こうやって参加していただいているのはそういうこともあるから、そこでは再度、ここでの意見で反映できそうなことは反映したかというようなルールにしといたらいいかもね、アドバイザーにさ。だから、さっきの事務上は協議は終わったんでしょ。だけど、手続が終わって、本当は終わってないんだな、終わってないことにして、最後のだめ押しというか、チェックをやるというようなルールにしておくかなんかしないと……

○景観と地区計画課長 きょういただいた御意見を、やはり設計者なりがきちんと把握しておりますので、できることはしっかりやっていただくように、私どものほうからもかねがねお願いしていきたいというふうに思っております。

○進士会長 いや、きちっと把握してないと思うよ。とりあえず、ここだけやって、だから幾

ら短くやれと言っても、どうでもいいことだけ長々とやって、議論、やりとりはやりにくいんだよな。しょうがないんだけど、時間決めてなかったんだから。何かしないとあれだね。

とりあえず、だから今のでどうですか、皆さん、最後のチェックをもう一回、事前協議やっているんだから、途中協議というのをやらなきゃいけないことにするというのは。

○神谷相談員 協議で、個人のデザインの好みは言えないんだけど、今の病院側のデザインね、あれも私はちょっとうんと思っていたんだけど、そういうときには、要するに今つくる建築のデザインとして、将来これから何十年か先、大きな建物の責任として、デザインが時代をどう切り開くべきなのかって聞くんですけれども、なかなかまともに答えてくれない。機能で設計しているからね、皆さんね。

○進士会長 そうなんだよな。

○神谷相談員 あまりデザインの意識がないんだよね。

○進士会長 そう。だから、病院の意味がだんだん変わっているでしょう、今もう既にね。台湾なんか進んで、台湾の大病院へ行くとすごいおしゃれで、レストランや喫茶店、いっぱいあるしさ、それからあれだと楽しいから入院しようかという感じがする。日本の病院は、嫌だよって、僕なんか痛くても行かないんだから。

○神谷相談員 だから、確認の前になって出てきたって、デザインのチェックなんてできないですよ。

○進士会長 それで、その割にはコンセプトでは調和だの何だの……。本当ね。ちょっと大きな課題なんだけども、景観行政そのものの課題なんですけれども。だからあれだよ、この景観と地区計画課が問題だって言っているんじゃないんだけど、要するに手順として、条例をつくったから事前協議をやって、報告してというのは、やってきたんだけど、本当はさっきの話でいうと、都市計画全体でもうちょっと事前のある種のランドデザインを描いて示しておかないと。ここの新宿の場合は皆さんの御協力で、地域別の計画までつくって大体はやってきたんだけど、今になって先ほどのスカイラインみたいな話とかね。調和すると言うんだよな。あれ僕だったら、僕が事業者だったら、これ変化がないから、真っすぐで、私はこれ少し上げますって。そういう手だってあるわけだ。こっちに東京都庁のでかいのがあるから、こういうふうにつながするためにはこれじゃだめで、こうしたいんで、ここはもうちょっとボリュームもらいますという話に。いや、そのくらいの議論があっていいと私は思っているわけ。だから、ルールでこうだから、何%でってやっている、本当に魅力的な東京になるかという話でね。

そういう話、だけどしづらいよね、役所としては。だから、やっぱり前提になる新宿の全体の将来イメージというか、あるいはこちらの新宿の向こう側、あの辺一帯のね、十二社の通りは非常に古い歴史を持っているものだから、その雰囲気を残しているならいいけれども、残せないよね、こんなことをやったらね。残しようがないんだよ。残すんだったら特区にして、そこを下町的なところにしなきゃいけないしね。だから、そこは非常に辛いところだね。

だから、そういうことを考えるには、一体どういう知恵があるのかね、こういう審議会なのか、本当はそういう懇談会みたいにして、フリーの議論をすとか、これは今後の課題でしょうね。

○神谷相談員 協議をやってて、中央の北、南で、そのスケールで分けて本当によかったのかと。

○進士会長 そう。

○神谷相談員 あれやっぱり2本セットで考えないといけない……

○進士会長 そうだよ。事業者は違う……

○神谷相談員 ちぐはぐで全く話をしてないしね。

○進士会長 そうだよ。

○神谷相談員 ひどいのは中央北なんです。大きいやつ。デザインも、何を言っても言うこと聞かないしね、まだ課題も残っているんですよ。地区会館だってあるし、それも全部違っている。全部だめと言っちゃいけないけれども。

○進士会長 だから、ボリュームとコンセプトぐらいは、とにかくある範囲でやらないと、あんな街区単位でやっちゃったら、みんな外構になっちゃうんだよ、みどりも。もっとまとめれば、もっとまとまった緑地がとれるんですよ。上手につないでいけば、変化のある風景もつくれるし、今、本当に無秩序にただ高層が並ぶ。これから当分の間、こういう時代がオリンピックまで続くんだね、東京は。今の制度だとね。そこですよ。

ということで、議論にならない議論をしましたけれども、ぜひ酌み上げて、部長にはお願いしたいと思います。

~~~~~

### 3、その他

~~~~~

○進士会長 それでは、きょうの議題はこれで終わりますが、よろしいでしょうか。

特に何か御発言ありますか。

○景観と地区計画課長 では、事務局のほうから。

3点ほどですけれども、本日、議事録につきましては、個人情報に当たる部分を除いてホームページで公開していきます。

そして、次回の審議会の日程ですけれども、決まり次第、御連絡させていただきます。

それで、最後にマイナンバーについてでございます。平成28年度の委員報酬の支払調書作成というのがございます。今後、委員の皆様には、個人番号、マイナンバーの御提供をお願いしたいと思っておりますので、そのときについては御連絡をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。5月か6月ぐらいに予定しております。

○進士会長 そうなの。

(「任期はいつまで」と呼ぶ者あり)

○景観と地区計画課長 6月で終わりです。

○進士会長 6月、まだやらなきゃいけないの。

○景観と地区計画課長 案件がまだございまして。

○進士会長 そうか。

どうも皆さん、お疲れさまでした。きょうはせかしてすみません。

午後 0時35分閉会